

# 第 8 回城原川流域委員会

平成 1 6 年 7 月 2 日 ( 金 )

# 第 8 回城原川流域委員会

## 1. 開 会

事務局（中村） それでは、定刻を過ぎておりますので、第 8 回城原川流域委員会を開会いたします。

私は国土交通省筑後川河川事務所長をしております中村でございます。本日は大変ご多用の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、皆様には、常日ごろから本委員会の運営につきまして大変なご協力をいただいておりますことを心から感謝申し上げます。

先週は大雨がございまして、この城原川の流域でも、神埼で総雨量が204mm、それから伊福、上流の方ですが、こちらで270mmという雨になっております。幸いだったら雨でしたので、城原川では大きな出水にはならず、警戒水位のちょっと下ぐらいまでで済んでおります。ただ、筑後川の上流部では300mmを超えるようなところもございました。梅雨の季節でございますので、また降雨というのはあると思っております。また、佐賀地域におきましては、同じ27日に竜巻と思われる突風が吹きまして、佐賀市内でも大変な被害を出しております。関係者の方にはお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、委員会の方、また皆様に大変ご苦勞をおかけしておりますが、どうぞよろしく願いたいいたします。

事務局（田島） それでは、議事を進めさせていただきます。

その前に、ちょっとご紹介がおくれたんですが、本日は坂本委員と宮地委員が所用でご欠席でございます。したがって、後から七戸委員がお見えになった場合は、全18人のうち16人の委員の方で今日の開催ということになります。

それでは、議事に入ります前に荒牧委員長にご挨拶をいただき、その後、引き続き議事の進行をよろしく願いたいいたします。

## 2. 委員長挨拶

荒牧委員長 皆さん、こんにちは。今回、議事次第にありますように、水利用のことについてご議論をいただきたいと思います。これは一応今回で最後にして、あとは総合的に環境とか、治水とか、水利用とか、そういうことを全体として討議しようということに予定としてはなっております。ですから、水利用に関して今日行けるところまで行って議論を深めてい

きたいと思っていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、住民意見を反映させる方法というものについていよいよ最後の段階に来まして、具体的な方法が提起されておりますので、それについてご意見を賜りたいというふうに思います。

事務局にお願いですが、皆さん、半そでの方、背広を着た方、いろいろおられますけれども、ちょっと室温が低過ぎるような気がいたしますので、半そでの方に合わせて少し温度を上げていただけませんか。この前、講義のときに学生から冷え過ぎですと言われましたから、ここでも。佐賀県もこのごろ知事さんが半そでシャツでテレビのコマーシャルに出ておられますので、我々も見習って少し室温を上げたいと思います。

それでは、早速ですが、議事に移りたいと思いますので、水利用について、まず資料 - 2 に基づいて水利用の課題について事務局からご説明をお願いいたします。よろしくお願います。

### 3 . 議 事

#### ( 1 ) 水利用

##### 水利用の課題

事務局（遠田） 私、河川砂防課長の遠田といいます。よろしくお願いたします。資料 - 2 ですが、まず修正を2点お願いたします。

ページの9ページです。表が載っているかと思えます。この9ページの影響項目、都市用水のところの「既得都市用水」という言葉の削除をお願いいたします。それから、かんがい用水の「既得農水」の削除をお願いいたします。それともう一点ですが、11ページの 現段階で分かっていること、この中の2つ目のポツに「嘉瀬川において、現状での水利用（佐賀市街地の水を確保）を考慮すると、年間約6千万 $m^3$ の水量不足を生じる」と書いてあると思えますけれども、これは「3千万 $m^3$ 」の間違いです。「6千万 $m^3$ 」を「3千万 $m^3$ 」というふうに訂正をお願いいたします。以上2点です。

それでは、利水につきましては、第6回目、第7回目とお話しいたしました。第6回目につきましては、佐賀平野の特色を中心に水利用の現状についてお話ししました。あわせて、近年の気象の特性ということで気象庁の方からお話をいただいたところです。前回は、佐賀平野の水利用の変遷ということで、戦後復興期から広域的な利水体系になったというような話、あるいは上水、工水など需要と供給の見通しはどのようなものか、どうなっているのか、そのあたり。それから、近年の渇水状況。平成6年を中心に、生活にどのように影響を与えたのか。それと、一番大きな課題でした嘉瀬川と城原川の水利用の

計画と実態につきまして具体的な数値を挙げてご説明したところでございます。今回は、まずどんなところに問題があるかというのを理解していただくために、前回までの資料をもとにポイントとなるべきところを再度ご説明したいというふうに思います。2点目は、計画という話をしていましたけれども、その影響の度合いが近年の少雨化傾向も含めてどの程度なのかという話をしたいと思います。それから3点目は、これまでどんなことがわかったのか、今後どんな検討が必要なのか、そのあたりについてご説明したいというふうに思います。

(プロジェクター)

佐賀平野の特色と水利用ということで、佐賀平野は全国あるいは佐賀県の中でも平地と山地の比率が違うという話をしたと思います。平地が非常に多くて58%、山地が42%ということで、山地は水をためておくところ、平地は活動の場というふうに考えますと、非常に水源が乏しいということが言えるのではないかと思います。こういうことで、ここに書いていますように、ため池とかクリーク、それから河川、このあたりを上手に組み合わせで有効活用をしていったという経過がございます。

これは、広域的な利水事業の展開ということで、本県は非常に水源が乏しいということで、全県的な活動を高めていくためには広域的な水利用がどうしても必要だったという話を前回したと思います。安定的な水源が非常に乏しいことから、これまで北山ダムや筑後大堰等の水資源開発が行われてきた。特に西部の白石地区では河川が少なく、地下水に求めてきたことから地盤沈下を引き起こした。そういうことで広域的な利水が展開されています。一方、都市用水についても、佐賀西部広域水道あるいは佐賀東部水道、こういうふうに佐賀平野をカバーする広域的な利水が行われているよという話をしたと思います。

そういった中でこの城原川の役割というのをどういうふうに位置づけているかということを示しております。城原川につきましては、これまでも三千石堰あるいは横落水路などにより流域外への水利用がなされております。流域外への水利用をするということは、当時、非常に努力されて、現在も佐賀市の方が管理に行くとか、そういうこともやっております。この城原川は広域利水の中で位置づけております。佐賀導水事業により、嘉瀬川と城原川はつながっております。嘉瀬川の水量が不足するときに佐賀導水を使って応援する、そういう役割を持っているよということです。

こういった広域的な利水事業をする上での課題ということで、城原川、嘉瀬川についてちょっとまとめてみました。

城原川は、上流の三千石堰から下流の草堰までの間において、それぞれの堰からかんがい用水に加えて防火用水などの環境を維持するための水も含めた水量が取水されています。その取水量といいますのは、近年、管理が十分行き届かないというようなこともあって少

し増加の傾向にあります。一方、広域的な利水事業の城原川における水利用の考え方といいますのは、まず河川の維持流量を確保する。そして、かんがい用水は、筑後川から導水される量とあわせて必要量を城原川から取水するということになっております。そして、残りのある一定の量を嘉瀬川に導水するということになっております。しかし、現状はどうかといいますと、各堰から現在取水している量は、防火用水、集落を流れる水路の環境を維持するための水が含まれ、広域的な利水事業の計画より多いということから、その結果、嘉瀬川へ導水する量が減って、城原川の水を前提とした広域的な利水事業である佐賀導水に影響を及ぼすことが懸念されるということが大きな課題です。

一方、嘉瀬川の方ですけれども、嘉瀬川では、かんがい用水を初め水道用水、工業用水、それから佐賀市街地の地域環境用水など多くの水が利用されています。特に佐賀市街地の地域環境用水が冬場を中心に年々大きくなっている。その結果、嘉瀬川下流部では維持用水が確保されない状況になっている。嘉瀬川大堰から下流ですね、特に全然流れない時期が非常に多いということです。嘉瀬川といいますのは佐賀平野の重要な水源で、特に水源が乏しい白石平野において、かんがい用水の水源となる嘉瀬川ダムの建設事業あるいは筑後川下流土地改良事業が進められており、これらの事業の完成への期待が大きくなっているといたった状況です。この嘉瀬川ダムというのが完成いたしますと、嘉瀬川などの維持流量が確保されますけれども、一番大きな問題は、佐賀市街地の地域環境用水が計画上位置づけられていないということから、現在、市街地を流れている水量が大幅に減少すること。これにつきましては、別途、連絡協議会というのを立ち上げまして今検討しているところでございます。

これは、広域的な利水事業への影響とその対応というふうに書いておりますけれども、前回のときも、その影響と新たな水が必要というのがちょっとわかりにくいというような話もありました。そういったことでちょっと1枚つけさせてもらっていますけれども、影響とその対応ということで、水利用の実態（河川からの計画以上の取水：地域環境用水）を考慮すると広域的な水利用へ支障を及ぼす。このため、計画以上の取水への対応をどう図るかが課題ですと。先ほどの佐賀市街地の水の対応、それから城原川流域での環境用水の話ですね、計画以上の水が取水されていることにどう対応していくのかということが課題ですと。対応案ということで書いていますけれども、地域環境用水必要量の整理とか節水というようなことが考えられると思います。あるいは水資源開発、不特定水の確保というようなことです。

これは、嘉瀬川と城原川の現状の水利用が広域利水に影響を及ぼすということをお話ししましたけれども、それを模式的に示したものです。これが嘉瀬川から佐賀市街地の環境用水が多く取られているという絵です。それから、こちらの方が城原川から環境用水が取

られているという絵ですけれども、この結果どんなことが起こっているかといいますと、城原川につきましては、お茶屋堰より下流の河川の流量が減少、ほとんど流れていない。あるいは、嘉瀬川におきましても、嘉瀬川大堰下流はほとんど流れていない、まずこういった実態がございます。城原川で見えますと、農業用水の必要量、地域環境用水と書いていますけれども、こういった量がここから取水されております。その結果、先ほど言いましたように、城原川の役割といいますのは、嘉瀬川が少ないときに嘉瀬川に補給するという話をしましたけれども、こういうことから嘉瀬川への導水量が減りますよということです。そしてまた、嘉瀬川におきましても同じような水遣いがされておまして、その結果、ここに丸で囲んでおりますけれども、こういった影響がありますよということです。川上地点下流の河川の流量が減少する。それから、現在、開発しているというんですかね、嘉瀬川でできておりますけれども、そういった新たな利水への影響が考えられますよと、こういうことが言えます。

ここまでがこれまでの復習みたいな感じですがけれども、第2点目、影響の度合いが近年の少雨化傾向も含めてどの程度かということでお話したいと思います。

城原川の近年における利水安全度の低下ということで、さらに、近年では城原川の利水安全度が低下しており、水不足が発生する頻度が高まっています。利水計画の基準となる流量を下回る年が5年に1度発生する可能性がありますというようなことを書いております。利水計画の基準を昭和35年とこれまで言っていましたけれども、そのときの流量というのがこの赤い線です。昭和30年から平成14年まで書いていますけれども、この期間にその赤い線を下回ったのがこれだけあります。平均すると、大体5年に1回ぐらいこの赤が出てくるよというようなことです。

これをもとに、現在の水利用を続けたとき広域利水にどの程度影響があるかというのを見たのがこの表です。近年の少雨化傾向も含めた48年間の流況で、地域環境用水が現状のまま取水されたと想定した場合の水利用、河川流下量への影響の度合いを推定しましたというふうに書いております。この影響の度合いを、不足量割ることの必要水量ですかね、その率で見ると20%以上不足するよというのを丸で示しています。それから、10%から20%を三角、10%以下を四角ということで示しています。そして、その結果がこの表のようになります。都市用水では、1/10相当が20%以上、1/5相当でも20%以上、1/2相当で10%から20%、こういうふうに見ていただければいいかと思います。同じように、かんがい用水でもこういうふうな影響がありますし、両河川の流下量にも影響があります。

それで、ここに1/5相当と書いていますのが、先ほど城原川の安全度は大体1/5程度という話をしましたけれども、ここを基準年と考えた場合に、本来ですと、この1/5相当のところももうすべて そうであれば(？)、計画に全部支障はないというのが読み取れると思

いますけれども、こういった状況の影響があるということです。それから、1/5から1/10、この間が最近の少雨化傾向による影響ということで、これが10%以下となっていますけれども、20%以上になると10%ぐらい上がっているということです。少雨化により10%ぐらい影響があって、こういった環境用水の影響が10%ぐらいありますよと、こういうふうに見ていただければいいかと思います。ちなみに、20%以上というふうに書いていますけれども、オーダーでいきますと、この辺の黒丸が大体20%から30%ぐらいです。それから、ここが大体20%ぐらいです。このあたりは10%ぐらいです。ですから、大まかに言いますと、地域環境用水が現状のまま取られたとすると10%から20%ぐらい影響がありますよ、それから最近の少雨化傾向まで入れるとさらに10%ぐらいオーバーしますよと、こういうふうに見ていただければいいかと思います。

次に、3点目ですけれども、今までどういうのがわかったのか、今後どのような検討が必要なのかということに対しまして、ちょっとQ & A方式で取りまとめてみました。

新規水資源開発を議論する場合、以下の視点から検討することが必要と考えますということで、Q - 1、今後、新たな水需要が発生するかというクエスチョンですけれども、かんがい用水は、嘉瀬川ダムが完成し、白石平野への水源が確保されることをもって充足する。都市用水は不要。平成13年に水道企業団から要らないということもありましたけれども、こういうこと。さらに、前回のときにも、第7回の資料でも、水道用水、工業用水、農業用水について需給がどうなっているのか、平成27年ぐらいで足りるのか足りないのかというお話をしたかと思います。そのときも、水道用水については、供給可能量に比べて、今、需要が7割から8割ぐらいであった。そして、平成27年にそれが大体100%ぐらいで、今後、大丈夫だろうという話。工業用水につきましては、まだ供給可能量の5割ぐらいしか需要がない、将来を見込んで大丈夫じゃないかと。農業用水については、農地面積は幾らか減るけれども、乾田化とか、そういうことを考えると横ばいではないかなというお話をしました。そういうことで、新たな水需要が発生するかに対しましては、かんがい用水、都市用水に関する新たな水資源開発というのは要らないねというのが答えです。

第2点目のクエスチョンですけれども、これまで進めてきた利水事業で水需給のバランスがとれ、水問題はなくなるのかということですが、現段階でわかっていることということで、現在、広域な利水事業が進められているが、この計画までの段階で以下の課題への対応が必要ですよと。城原川において、現状での水利用を考慮すると、年間約1,000万 $m^3$ ぐらいの水量不足が生じるよと。あわせまして、嘉瀬川でも同じように地域環境用水が取られていまして、現状での水利用というのを考慮すると、年間約3,000万 $m^3$ の水量不足を生じますと。

今後、検討が必要なことということで にまとめていますけれども、まずは水需要の整

理が必要ではないかということで、都市用水、かんがい用水の必要量に変化はないのか。今の水利用を考えると、工業用水では半分しか使っていないとか、飲み水では7割とか8割ぐらいしか使っていないという話をしましたけれども、仮に減少していた場合においてその取水量を減らすことが可能なのかというような整理ですね。それともう一つは、城原川周辺の集落や佐賀市街地内を流れる水を確保することが議論となっているけれども、その他の集落の水の確保は必要ないのか。佐賀と城原川周辺だけではなくて、そのほかの集落は必要ないのか。それから、佐賀平野には筑後川から六角川まで、主な水源とすれば筑後川とか嘉瀬川とかになるわけですけれども、そのほか多くの小さい河川が存在します。あるいは水路が存在します。特に冬場の期間の水量確保は佐賀平野の水問題と言えるのではないかと。もうほとんどの川が冬場は流れていないような状況です。

これに対するアンサーということですが、現段階でわかっている課題について速やかに対応することが必要ということで、城原川筋の1,000万 $m^3$ 不足、あわせて嘉瀬川を考えると3,000万 $m^3$ の不足、これにつきましては、計画までの段階で早急な対応が必要。それから、今後、必要な水の話ですけれども、佐賀平野全体で水が不足しているかどうかの判断は、水需要の整理がまず必要で、現時点で新たな水資源開発の必要性を断定的には言えないが、水利用が安定的に行える最終形を整えることが必要ではないかと。

その最終形を整えるというのはどんなことかといいますと、水の需要面からの整理、それからもう一つは供給面からの整理、これを十分行い、そのバランスを検討した上でどうするかということです。

水需要の整理では、経済的な水の整理ということで、水道用水、工業用水、かんがい用水というふうに書いていますけれども、本当に減らせるのか、今、水利権として与えられているこの水の整理を、まだ半分しか使っていない状態とか、そういうことを考えた場合に水の整理をすべきではないか。それから、地域環境用水の整理。嘉瀬川では冬場は3 $m^3/s$ ぐらい取られていますとか、城原川では1.5 $m^3/s$ ぐらい取られていますと前回ご説明したと思いますが、地域環境用水というのは、量があるにこしたことはありませんけれども、一体どの程度必要なのか、その整理です。それと、3点目が少雨化での対応水の整理。安全度の確保水をどうするのか、この辺の水需要をもう一回整理する必要があるのではないかとということです。

そして、供給面です。水管理の運用による有効活用ということで、例えば城原川と筑後川を見た場合に、城原川から結構たくさん取られているけれども、筑後川からの量は少ないねというような話もちよっとありました。そういった中で、もちろん計画を逸脱したような取水というのはできないでしょうけれども、水管理の運用による有効活用はできないだろうか、あるいは既存施設の機能アップ、例えばダムは統合運用とか弾力運用、このあ

たりで供給面でもう一度見てみる必要があるのではないかと。そのバランスのもとで判断すべきということになるかと思いますが、現時点では定性的には新たな水が必要と考えるけれども、この委員会とは別途、検討、整理というのも必要ではないかということも挙げています。

これは、ちょっと参考ですけれども、地域環境用水の確保状況ということで、城原川の下流域の水がないよとか、佐賀市街地の中でも下流部で非常に要望が強いという話が出ていますが、そのほか、この赤で書いているところは、町村からの聞き取りによって要望が上がっているところです。

3つ目のクエスチョンですけれども、新たな水問題への対応が必要かどうかということで、近年の気象は少雨化傾向にあると言われているが、水利用の安全性に問題はないのかということを書いておりますけれども、平成14年渇水からの問題提起ということで、平成14年、それから平成6年ですかね、これについても前回のときにどういう影響があったかという話をしたかと思っておりますけれども、平成14年において、筑後川水系は冬期渇水であったが、筑後大堰から取水する流域内の佐賀東部水道企業団と福岡県南広域水道企業団は、もう少しで給水制限に追い込まれるところであったが、流域外の福岡地区水道企業団は、昭和53年とか平成6年の渇水を契機にダム建設等による自己水源の確保に努めたこともあり、比較的余裕があった。ちなみに、昭和53年に大渇水がありまして、その後、福岡都市圏を中心にダム建設がありまして、平成6年以降、近年10カ年ぐらいで完成したダムをちょっと見てみましたが、5ダム完成させていました。容量的には、日量ですけれども、5ダムの合計が約9万 $m^3$ で、27~28万人ぐらいの飲み水の確保をされているようです。筑後川水系の水利用の安全性が問題視される中で、筑後川水系に依存する佐賀東部水道企業団等の水利用の安全性をどのように考えるのかというのが、平成14年の渇水から問題提起できるのではないかというふうに思います。ちなみに、平成14年は200日ぐらい渇水調整をやっています。

それから、平成6年渇水からの問題提起ということで、これにつきましては、1/10どころか数十年に1回ぐらいの大渇水ということで非常に社会問題になったわけです。佐賀平野において、平成6年渇水により社会経済活動に数々の影響を及ぼしたということで、農産物ですかね、農林業というのか、105億円ぐらいの被害があったというふうに報告されています。まず1つですけれども、水源に乏しい白石平野では、地下水を約2,000万 $m^3$ くみ上げ、地盤沈下を起こした。平均2.88cmと書いていますけれども、大きいところでは16cmだったですかね、沈下を起こしています。断水により生活用水が制限されたことにより、日常生活に大きな影響を与えた、こういった渇水に対するリスクマネジメントをどのように考えていくのかという提起に対する答えですけれども、水資源開発施設により、渇水被

害がどのように緩和されたか湧水実績をもとにわかりやすく県民に示し、湧水に対する確保すべき安全度の議論というのをを行う必要があるのではないかということです。

(プロジェクター終わり)

以上、これまでのまとめと、これから何を考えていかなければいけないのかということをお話しいたしました。

以上でご説明を終わりたいと思います。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今の資料による説明について、まずご質問がありましたらお聞きしたいと思いますが、どのページからでも構いませんけれども、ご質問はありませんでしょうか。

小宮委員 12ページです。水需給バランスの検討の中で、水供給の検討、水管理の運用による有効活用ということで、水管理の運用による有効活用はどういうふうなことを考えておられますか。

事務局(遠田) 幾つかあると思いますけれども、1つ例を挙げさせていただくと、前回のときにちょっとご説明があったかと思いますが、城原川の方で農業用水プラスアルファの水が取られている。それは、城原川流域のかんがい地域よりもっと広範囲に農業用水としても使われているよというような話をしたと思います。ということで、間接的に言うと、筑後川からの水も計画より少し少な目に導水されているというんですかね、そういうこともあるのではないかということで、その辺の見直しとか運用をできないだろうかというようなことも今後詰めていかなければいけないのではないかとということをちょっと例に挙げさせていただきました。

小宮委員 というのは、次にあるような合口の問題と絡むんじゃないかなというふうに考えたんですね。合口については、この経緯の中で合口はやらないというふうな形に、この前も質問したわけですが、この合口というのは今までの経緯から見てやらないという形で今後も進むのか。なかなか難しい問題と思いますが。

荒牧委員長 先にこの資料を説明してもらった方がいいですかね。後の方がいいですか。もうちょっと説明を聞いてから、そのことは後で議論をしていただいて、まだほかに質問がおありですか。

では、古賀さんの方から先にいきましょうか。

古賀委員 11ページの、ここだけなぜ、昭和35年の流況での計算ということで、こういう情報の質の低い計算をされたんでしょうか。

事務局(遠田) これは、前回の昭和35年ですずっと話していてこの数字を使っていますけれども、ちょっと最近のものがあるみたいですので、かわります。すぐ見てもらいますので、すみません、ちょっとお待ちください。

荒牧委員長 それでは、後でわかり次第。

古賀委員 質問の意図は、なぜそれを使ったのかということです。直近のものを使えばこれはふえるでしょう。

事務局（遠田） ふえます、最近のものを使えば。

古賀委員 そっちの方が情報の質としては高いはずですよ。

事務局（遠田） そうですね。先ほどもお話ししましたように、計画では、大体10%とか20%影響があるよ、少雨化まで入れるとプラス10%ぐらいになるよという話をしました。まずもって、異常気象に対しては今後どう考えるかというのは、ここだけの話ではないというんですかね、嘉瀬川とか筑後川全体に及ぶものですので、まずはこの昭和35年の不足分というのを何とか、ここに上に書いていますように、この計画までの段階でちゃんと速やかに対応しなければいけないよということでこの数字を挙げています。

古賀委員 異常気象とか異常何とかというのは非常にわかりやすいんですが、要はこれからうん十年間先のことを考えたときに異常でなくなるような条件ならば、異常という言葉は使えないはずですよ。要は、直近のデータを使って、これから先起こり得るであろうことを、現実を正直に伝えることの方が順番としては先じゃないでしょうか。すみません、意見を言いました。

荒牧委員長 それでは、ちょっと後でまたお答えを聞くことにして、白武さん、お願いします。

白武委員 2つぐらい質問です。

非常に基本的なことですけれども、城原川ダムの目的ですが、聞くところによれば、治水と、それから利水ダムということだったと言うんですね。それが治水と不特定用水ダムに変わりましたということなんですが、だれがその目的を変えたのか、それとその目的、不特定用水と変えられたその理由ですね。不特定用水自体、余り内容がよくわからないんですけれども、ちょっと内容を説明しながら、そうやって変わっていった理由ですね、それをだれが変えたのか、いつ変えたのか。

それと、洪水調節用量というのが変化しているんです。それと、不特定用水用量というのが急に790万 $m^3$ にされたとか、そのあたりの根拠を。

荒牧委員長 白武先生、今日のところではだめですか。

白武委員 そしたら、治水、利水ダムが不特定用水ダムに変えられた理由、それが1つ。

もう一つは、佐賀東部水道企業団というのがさっき出されておりましたけれども、その企業団というものがどういう団体なのか。この企業団を構成するのは13市町村長会議という、そういう理解でいいのか。その13市町村というのはどういう地域なのかということ。また、東部水道企業団が反対を表明されたその理由の1つとして、水需要が70%というよ

うな説明が先ほどありましたけれども、ただその一点だけで東部水道企業団の方は反対をされたのか、ほかには理由はなかったのかどうか。その2点を教えてください。

事務局（勝木） まず、目的の変更の話についてご説明いたします。

当初の計画は治水と利水。治水は変わっておりませんが、利水の中には、不特定、河川の維持流量の確保と都市用水という形で入っております。その後、先ほどの説明にもありましたように、平成13年にユーザーとして予定されておりました東部水道企業団、このメンバーは、前の何回の資料でしたか、7月7日に知事へ報告したこの抜粋資料がございます。この資料の後ろの参考の5ページの方に、東部水道企業団のエリア、団体等が具体的に示してありますが、こういう団体から、水需要が将来的に見込めないし、財政的にも厳しいと。この内容についても、途中、何回かの段階で詳しくご説明をさせていただいているかと思いますが、その資料もございます。正式な決定機関ではなくて、そういう表明がありまして、それを県さんの方で確認した結果、需要が見込めないということで、平成14年の12月に佐賀県知事の方から、目的を変更して、治水と不特定について、事業の可能性について検討してほしいという要請を受けまして、その検討結果をこの7月7日に私ども国の方から報告した形でさせていただいている、その段階で目的が不特定というふうに変わっているというものでございます。

荒牧委員長 よろしいですか。

それで、構成されている団体というのは。

事務局（勝木） 1市11町1村の構成団体になっております。

荒牧委員長 それから、先ほどの白武さんの質問は、そのときに都市用水、水道用水の需要が足りているからという以外の反対理由を表明されなかったのかという質問もあったと思いますが、いかがですか。東部水道企業団から別の反対理由は表明されなかったのかということですね。それでいいですね。

白武委員 はい。

事務局（勝木） 新聞記事ではダム不要という形で書いてありますが、私どもが聞いている範囲では、ダムの云々の議論はされていないというふうに聞いております。ユーザーとして水の需要は見込めないというのが正式な意見だと私どもは聞いておりますが、新聞記事ではそのところがダム不要というふうにつながって記事としては出ています。

荒牧委員長 いいですか。どなたかお答えになりますか。

事務局（前山） 佐賀東部水道企業団からは、財政的なお話が1つあります。それと、水需要についても、現在の段階では将来要らないということで、将来は将来でまた要る可能性もなきにしもあらずということで少しペンディングになっております。

荒牧委員長 じゃ、現段階では水需要が見込めないという返事がありましたということ

で、公式でいいですか。

事務局（前山） はい。

古賀委員 ちょっといいですか。

荒牧委員長 どうぞ。

古賀委員 少し考え方がずれているんだろうと思います。ユーザーというのは、お金を出して、それで水資源を開発して水を買うわけです。ですから、ダムそのものについてユーザーが賛成とか反対とか言う資格はございません。ただユーザーとしておりただけの話です。それをきちっと行政の方もはっきり言ってもらった方がよろしいのであって、反対という言葉を使うのは間違いであるということをはっきり言ってもらった方がいいんだろうと思います。そういうことで、誤解のないように一応私の方からコメントしておきます。

あわせて、今日は少し計画の話と実態の話がごちゃごちゃなっていて、これは質問です。7ページのところで、対応案の中になぜ計画どおりに進めるというのが入っていないんでしょうか。広域的な利水事業への影響とその対応ということで、要は、問題の所在は実態と言いながら、この実態は計画どおりに使っていないと。例えば、お父さんが稼いできた給料でお母さんが毎日おかずを買う、いろんな支出を管理するわけですが、たまさかちょっとできの悪い息子がいてお金をたくさん使ったと。じゃ、どうするかという話ですよ。ですから、計画どおりに進めるというのも対応案としては今の段階では入れておかないとおかしいのではないのでしょうか。もともと、問題の所在が問題なのか問題じゃないのかもまだすっきりしていない段階ですので、計画どおりに進めるということをはね抜いたのか。質問です。

荒牧委員長 この対応の中に、一番頭のところに計画どおりに進めるというのが対応だというのがあってはないかということですね。

事務局（遠田） 当時、地域環境用水とか、こういうことの必要性というよりも、とにかく経済活動を進めるということで切ったという話はされたと思います。それで、計画どおりに必ずしていかなければいけないわけです。今、先生が言われたように、計画どおりするつもりです。だけど、今使われているという実態もありますので、もし手法があるすれば、その水を循環とか、ダムの統合運用とか話をしましたけれども、これをそういうのですべてゼロに切るとするのは今の時代、非常に難しいのではないかと。計画どおりに水が行かないことには、ユーザーがちゃんとおりますから、それはできないと思います。ただ、ゼロに切るわけにはいかないの、循環なり、今の施設を使うなり、何か考えて対応しなければいけないと、そういうことです。だから、計画の量はちゃんとしますというのはここには入ります、前提として。

古賀委員 それを入れておかないと、一体何を基準にして問題を是正していこうとしているのかが見えてこないと思います。

それで、これはちょっと意見に近くなると思うんですが、地域環境用水という言葉がもう何度ともなく出てきているんですけども、今日の話はまだ水路の維持用水のレベルですよ。認めますか。環境という言葉を使うにはまだ時期が早いという気がいたします。自然とか本当の生き物のことまで入っていますか。水路の中のいろんなものまで考えていますか、考えていませんか。それで、水路の中の環境まで考えるならば、川のことやはり考えておかないといけないはずであって、そのバランスが合って初めてこの地域環境用水という言葉が恐らく計画を論ずる側は使えるんだと思います。まだ私はこの段階では使えないと思います。

荒牧委員長 ちょっと先に聞きましょう。白武さん、お願いします。

白武委員 5ページですけども、先ほど古賀先生が地域環境用水の話をされました。かかわる質問になると思いますけれども、この文章の2行目に、防火用水や集落内を流れる水路の環境を維持するための水（地域環境用水）も含めた水量が取水されている。そのことが近年になって行き届かない、そういう状況が生まれているという、そういう説明ですね。しかも、かなり広域に、城原川水域だけじゃなくて、後の方ではもっと広域にそういう問題が起こってきている、佐賀市内もそうだという、そういう説明なんです。農政の担当の方にも少しかわりがあると思うんですけども、随分前にお聞きしたことと思いますが、国営の筑後川下流土地改良事業、県営の土地改良事業、かんがい排水事業、それから圃場整備事業、これについては、随分立派なクリークを網羅し、大きなクリークをきちっとつくられているという感じがするんです。圃場整備率だってすごく高い地域だと思うんです。そういう意味では、古賀先生は、だめだ、地域環境じゃないと。だけど、ここで言われているのを私なりに勝手に解釈しますと、多分そこまで農政課、農政部の方ではきちっと全国に自慢できるぐらいの整備をされているのではないかと私は思うんです。それでもまだ十分行き届いていないから、そういった地域環境用水のためにダムをつくる必要があると、こう言われるんですね。まず、農政の方がもしいらっしゃったら、まだだめだということなのか、そのあたりをちょっと教えてください。

荒牧委員長 質問の意味がご理解できましたでしょうか。大丈夫ですか。

事務局（原） 地域環境用水は、例えば防火用水とか、生活雑排水を希釈するようなものとか、もちろん魚がすんだりとか、そういうのもあると思いますけれども、そういう意味でこれまでも役割を果たしてきたわけです。管理が十分に行き届かないというのは、バランスが従来は、地域でいろいろな農業用水の絡みで、地域の方が長年かけて調整と申しますか、そういう形でやってこられた。そこら辺の管理というのが、昔みたいに地域で

農業者が主体となっているんな水のことを管理する形態というのがだんだん薄れてきている。そういうこともあって、昔みたいな感じのバランスのとり方は確かに薄くなっているというか、昔みたいな形がだんだん変わってきているのかなという感じはします。それとか、特に生活様式が高度化して、現在、下水処理なんかを進めておりますけれども、そういうことで、水の汚濁という観点からは、そういう環境用水に、環境用水というか、水で希釈するという役割がだんだん大きくなってきているのではなからうかと思うんです。

荒牧委員長 1つ聞きたいのは、先ほどの質問が、私の理解が正しいかどうかわからないけれども、いわゆる農業用のいろんな施設ができたから、環境用のものはもう十分で、城原川から水を引っ張る必要はないのではないかと主張されたんでしょう。それでいいですか。

白武委員 はい。

荒牧委員長 だから、この前から議論されている、草堰とか、いろんなところから水が城原川の上の方で抜かれていく、そのことが、例えば自然流量がこれぐらいあったらこれぐらいは途中でなくなっていくということをいろいろ統計的に出されましたけれども、今、圃場整備等で農業用のクリークが整備されたので、環境用の水というのは不要なのではないかということをおっしゃったんでしょう。それでいいですか。

事務局(原) そういう観点から見れば、ただ、特に城原川の河川の周囲に存在する集落あたりを見てみますと、その中に草堰から取られた水が水路を伝って流れているわけですが、その水位というのは、圃場整備等で整備いたしました水路の水位よりも高い位置で通っております。そういうことから、農業用水として取った、いわゆる圃場整備等で作っている水路の水位がそういう城原川周辺の地域の環境用水をそのまま満たしているかということ、水位の位置関係から見て圃場整備の水路は水位が低い位置にあるから、それは満たしているとは言えない状況にはあると思うんですね、その圃場整備の水だけをもってすべて環境用水もカバーしているのではないかという意味からすれば、城原川周辺というのは、今申しましたように、少し高い位置に水が流れているということでございます。わかりますか。

古賀委員 委員長、それは に関する事だから、回答の仕方を少し調整してください。

荒牧委員長 ちょっと益田さんにお聞きしたいんですけども、今の白武さんの意見は、私がそういうふうにまとめてしまうと、それは正しいんですか。お願いします。

益田委員 この環境用水の件については、前回の委員会で私は発言をしております。これは議事録を確認していただければわかりますが、農村部においては、農業用水、環境用水と一線を無理に分けるのはむしろ意味がないのではないかということを私は申し上げま

した。といいますのは、今、白武委員の質問にもございましたが、全国に誇るような圃場整備事業、幹線水路ができていけば、農業用水が十分に満ち足りているならば、環境用水も十分にあるはずだという認識に立っております。ただ、今、農政部の説明にもございましたように、高さが違う。おっしゃるとおりです。圃場整備の水位は低いんです。ところが、圃場整備を外れたクリーク、今も残っておりますけれども、それは底が高いわけです。ですから、あの県営水路、かん排事業でできた立派な幹線水路に水は十分にダムのようにたまっておりますけれども、クリークの底が高いものですから、集落内に十分水が回っていないというのが実態なんです。そこで、それは知恵を出せばいいことなので、その高い部分を掘削して底辺を下げております。そして、各集落内の小さな水路にも水が流れるような、そういった工事といいますか、事業をやっております。

それともう一つつけ加えておきますけれども、今、農政部から、地元での水路の管理が十分できていないというようなことで、環境上、非常に問題があるんじゃないかというご指摘もございましたが、これはもう少し県の方でも実態をよく勉強していただきたい。といいますのも、現に今、水路は国の事業で、土地改良区を窓口にして臨時雇用者を入れまして、水路の撤去を行っております。城原川周辺を皆さんがお歩きになると、よくわかりと思いますが、集落で管理していたとき以上に十分な管理が、これは国の事業で行われて、臨時の雇用者をハローワークを通じて採用してご苦労していただいているという実態もございます。

したがって、私が申し上げたいのは、繰り返しになりますが、都市部、佐賀市内の市街地はちょっと話が違って来るかもわかりません。そのことについては、私、ここで余り大きなことを申し上げたくありませんが、少なくとも農村部においては、農業用水、環境用水を分けるのは実態に誤るんじゃないかというふうなことを考えております。

荒牧委員長 川上さん、ちょっとこっちを先に。今言われた農業の方の形で、合口計画の変更のところには先ほど農政の方からお話になったことが示されていますので、それを聞いてからでいいですか。

事務局（川上） はい。この説明の前にちょっと補足させてもらった方がいいと思うんですけれども、今お話に出ているのが環境という言葉ですから、環境というのは、だれかがそういう環境を受けとめるということで、集落から見ると、集落の水路に水があると環境にいいよということで地域環境用水を使っていますよね。それで2つのお話があって、益田さんが言われたのは、水路の落差、差があって水が乗らなくて集落に行かないというご説明がありました。最初のところで古賀先生が言われたのは、そういう環境とかじゃなくて、水が城原川から取水されていることの形態を問われていて、それが環境のためなのか何なのかというのは次の議論だと、こういうおっしゃりをされたと思うんです。

それで、この合口の話はその取水の方に関係するんですけれども、水のことをちょっと基本認識として知っていただいた方がいいと思うのは、もともと都市とか農村とかなかった時代は、河川から水を取って、その水を飲み水とか、洗い水とか、かんがい用水とか、いろいろ使われていたんです。それが、今、益田さんが言われたように、水に色がないと、こういうふうなお話で、そういう形態だったのが、都市が大きくなって、水道は水道用水、今まで地下水を取っていたのが水道用水に変わるわけです。ですから、何にでも使っていた水のうち、今までは総合デパートのような使い方をしてきたわけです。それで、水道は、水道の蛇口をひねったら水道水が来る流れに変わるわけです。そして、かんがいはかんがいのために取水する施設、これは今の基盤整備なんですけれども、そういうことで目的が明確に分かれて水利用がなされていくわけです。そこで、水利権みたいな話でちょっとわかりづらい話になりますけれども、目的ごとに水を取るようになってくるんです。

しかし、この城原川は目的別にする、後で出てきます合口取水というのは、目的ごとに、かんがい用水だけに限定して合口しようという計画になっていたわけなんですけれども、今の形態はそれが総合デパートみたいに、かんがいでだけじゃなくて、色がついていない昔ながらの取水形態のまま残っているわけです。そこに一つの議論のポイントがあって、それがいいかどうかというのはいろんな議論があります。ただ、実態として申し上げたいのは、今日的な水の整理は、目的ごとに分かれるようなシステムに全部変わっているんですけれども、ここだけは昔ながらのいろんな使い方をする水がたまたま草堰で取水されている。それが量的にどんな感じになるかという議論になるわけで、それが今度の合口の方でいろいろ問題になっています。

荒牧委員長 それでは、合口の話をちょっと先に聞いて、また先ほどの資料と一緒にまとめて議論をしていいですか。

では、そういう形で進めさせてください。

まず、資料 - 3 について事務局からご説明をお願いします。

#### 合口計画の経緯

事務局（牟田） 県農地整備課の牟田と申します。資料 - 3 の城原川に係る取水堰の合口計画の経緯についてということでご説明をさせていただきます。前回の委員会でも、口頭ではございましたが、同様の趣旨を説明いたしております。一部重複するかもわかりませんが、改めましてご説明を申し上げたいと思います。

ご存じのとおり、城原川では多くの草堰、樋管が設けられておりまして、これは水田の開発とほぼ同時に城原川からのこういう利水が始まったんだろうというふうに考えており

ます。もちろん、先ほど副知事が申し上げましたとおり、農業用水だけじゃなくて、戦前までは、ついこの間までは重要な生活用水の取水口としても、まさにこの地域の命の水路だったんだろうというふうに思っております。全国そうですが、戦後、上水道がずっと普及をいたしますと、自然と人々の意識が、こういった取水、水利用の意識が生活用水を取水しているという意識から遠のきまして、だんだん自分たちの水ではないといったような意識が一時期強まってきます。それからもう一つは、農村の住民の構造の変化と申しますか、昔は集落の中の30戸のうち29戸はみんな農家だったわけですが、戦後だんだん農家の数が減りまして、特に30年代、40年代、日本が高度成長期にはどんどん都会に人間が出てまいりまして、集落の中でもそういった取水からの利水について、農家は関心を持っているけれども、非農家の方はそういった生活用水も使わないということで、ほとんど意識の外になってしまうという時期が昭和30年代から40年代にかけてあったんだろうというふうに思っております。

そういった中で、土地改良事業というのは、昭和40年代の後半から大々的に圃場整備等を始めたわけですが、実は、そこは残った農家でこんな大きな堰を、しかも草堰という非常に手のかかる堰を毎年、毎年手入れをするのは大変だと。それから、かなり複雑な水利慣行が上下流にありましたので、そういったものをそろそろ合理化すべきだということで、当時は経済性追求、効率性追求の時代でございましたので、昭和51年に県営でこの地域のかんがい排水事業に着手しておりますが、計画そのものは昭和40年代からかかっております。その中で、農業用水が中心のこういった堰につきましては、効率性を追求するという観点から、堰をまとめてしまおうという計画を策定していたところでございます。それは、今日的に言えば、そういった利水の一面だけを見ていた計画だというふうに言われてもしょうがないだろうというふうに思っております。

仮に合口をするということにすれば、新しくできる堰は、農業用水を目的とした農業用水専用の取水堰ということで、水利権上もきちっと許可水利権に切りかえられるというべきものでした。実は、この地域、こういうかんがい排水事業と同時に水路を整備する圃場整備事業も着手をいたしております。この地域は佐賀東部大規模圃場整備地区と申しまして、佐賀県内では7,000haに及ぶ一番大きな圃場整備の地区でございます。概略の説明で農家の申請を受けまして県営で着手をいたしました。実際の工事に入るときは、その工事に入る1年前、2年前に具体的な水路の造成計画、改修計画等々を地元と地権者の方々と逐一相談しながら工事を進めてまいります。そうした中で、実は城原川から取水している取水堰の水路というのは、圃場整備事業の水路と一緒に扱えないというのがだんだんわかってまいりました。

と申しますのは、城原川の草堰から取水している水路は、隣接している集落は、高い水

位でそのまま集落の中をめぐらせて、最後はクリークに落ちるわけですが、ちょっと離れた集落には従前のクリークとは別にちょっと高い専用の用水路がございまして、昔の地図を見てもらうとわかるんですが、城原川から斜めに直線でシュッと集落まで向いていた水路がございまして、これは、周囲のクリークよりも従前から水位を高く保って送水をいたして、集落の中をめぐらせて、集落の終わりでクリークに落ちる水路。これが左右岸とも、それぞれの集落に大石水路とか、ダムの水路とかいう専用の水路がございまして、これについては、地元と相談をしていく中でどうしてもいじれない、あるいはいじる場合は同等機能を持つ専用の水路を整備せざるを得なかったというのが実態でございます。

そうした中で、農業情勢も非常に厳しい中で、土地改良事業というのは農家に一部負担をいただいて事業をしているわけですが、そういったいわゆる農業用水以外の機能を若干でも持っている堰なり水路なりを農業用水の都合で合口をするということになりますと、農家以外の方にも何らかの機能の補償をしなければならない。原因者になるわけですから、当然でございます。その補償まで含めて農家側が負担をすることは非常に過重であるということでございます。特に近年になりますと、そういったいわゆる農業用水の目的外の水路の維持用水、あるいは集落の中を流れている水の役割そのものに対する認識がもう一回変わってまいってきております、皆さんご存じのとおり。だから、そういった県民の意識の変化の中で農業用水だけの目的で既存の堰を合口するということは、しかもそれを農家の負担でやるということについてはちょっと困難であろうという判断をいたしたわけでございます。

したがって、最後に書いておりますが、合口そのものを絶対しないということではございませんが、農家の負担をもって合口を実施するということについては今回はやめにいたしましたということでございます。

以上でございます。

荒牧委員長 それでは、これに関連して後ろにもう一つ文章があります。それについて先にお聞きしましょうか。お願いいたします。

事務局（井上） 筑後川河川事務所で水利権担当をしております井上と申します。よろしくようお願いいたします。今、裏面の方に草堰の慣行水利権の許可化についての河川管理者の考えということが記載されているかと思っておりますけれども、このペーパーをちょっと説明させていただきます。

当該の城原川につきましては、お茶屋堰より上流の農業取水につきましては、筑後川下流用水、九州農政局あるいは水公団の計画でございますけれども、筑後川下流用水の計画の中では、城原川の水を先に取水いたしまして、不足が出れば筑後川から補水するという、

こういった計画になっております。こういった地域を我々は補水地区といったような呼び方をしております。ここは城原川に限ったことではございませんで、矢部川とか、あとその他中小河川がありますところについてもこういった補水地区はいろいろございます。

それから、丸の2つ目でございますけれども、城原川には、ご存じのとおり、今も説明がございましたとおり、慣行水利権を持ちます既設の井堰がございます。筑後川下流土地改良事業あるいは筑後川下流用水事業の水利権協議、この水利権は平成12年3月に許可になっておりますけれども、この平成12年3月までの水利権協議の中で九州農政局から我々に対して、当該地区につきましては、ただいま佐賀県の方から説明があったとおりでございますけれども、県営事業において合口計画があるということを我々は聞いておったところでございます。そして、その合口とあわせて許可水利権への切りかえを指導しますというような説明を我々河川管理者は受けていたところでございます。

したがいまして、丸の3つ目でございますけれども、今、佐賀県さんの方からご説明があったとおり、もし合口計画がなくなったということであれば、河川管理者といたしましては、現状の取水口ごとに、大体30程度取水口があるかと認識しておりますけれども、その一つ一つについて許可水利権に切りかえていただきますよう関係機関にお願いいたしまして調整していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

荒牧委員長 それでは、今、合口の経緯、特に合口計画を変更するというのは第何回目かのこの委員会で文章なしで多分表明されたと思っておりますが、今日は城原川に係る取水堰の合口計画の経緯について、その結論としては変更という形で、佐賀県としては、今回の県営かんがい排水事業では合口を実施しない方針に変更して所要の進めを進める。それに対して河川管理者の側からは、今回、合口計画がなくなったということであれば、河川管理者としては、現状の取水口ごとに許可水利権への切りかえが行われるよう、地域環境用水の取り扱いを含めて関係機関との調整を進めていくということで、そういうふうな文章が初めてここで出されたこととなります。

そうすると、先ほどから出ていますように、益田さんの方からも出ていましたけれども、というところで多分水位の高い低いというのがあって、そのところを調整するために、草堰から取っているものが地域環境用水と農業用水という形では区分けができない。ただし、今の草堰を使うと、草堰だけじゃなく、堰類を使っていくと、環境維持用水の配分ができるということだと思います。

今までの議論と、それからここに出された資料のことについて何かご質問、ご意見がありましたらどうぞ。

古賀委員 まず、この資料 - 3の表ですか、どっちが表でどっちが裏がよくわからない

んですが。

荒牧委員長 資料 - 3 と書いてある方を表にしましょうか。

古賀委員 はい。資料 - 3。この文章は、いわゆる県として出されたものと解釈してよろしいのでしょうか。わかりやすく聞くと、県知事もよく理解しておるといってよろしいのでしょうか。もっと質問いたしますと、このことによって、これから生じるかもしれないいろんなことについて理解しておられると判断していいのでしょうか。お答えください。

事務局（原） この合口をしないという計画の変更につきましては、当然これは県が事業主体でやっている県営かんがい排水事業でございますので、この変更についての事業計画を検討いたしまして、それを知事が定めて、現在、法手続をとっている状況でございます。

古賀委員 これは結果としての経緯ですから、結果としてのお話は理解できる部分があると思うんです。だけど、これが原因となって、どういう問題が出るかわかりませんが、原因となることまで判断した上で判断しないといけない部分もあると思うんです。これが原因となって次に起こるであろう問題ですよね。そういう情報がまだこの場には出てきていないと思います。

あわせて、もともと今ご説明を伺った内容からいけば、この圃場計画云々のところをずっと聞いていますと、これは、大変失礼な言い方をするかもしれませんが、計画を策定する段階でのミスじゃないかという気がするわけです。明らかに圃場計画を立てる段階で起こり得るであろう状況が予知されていたのではないかと思いますよ、要するに水が乗らないというのは。ということは、合口しないということは、だれかが社会的な責任を感じてもらわないといけないことじゃないでしょうかという懸念が私にはあるんです。それが国なのか、県なのか、私はよくわかりませんが。

荒牧委員長 わかりますか。答えられますか。

古賀委員 平たく言うと、技術屋だったら明らかに読めるはずですよ、こうなるだろうというのは。もっとあからさまに言うと、言いわけがずっと続いてきたけれども、やる前からわかっているようなところがあって、わかってやったんじゃないかという気がするわけです。水の流れというのを知っている人間から見ればですよ。

事務局（原） この合口の計画については、少なくともかんがい用水について幾つかの堰で取られている分を合口しましょうという計画で載せておったわけですね。城原川からの総量的な水の使い方については、直接的には、かんがい用水のみをとってみれば、合口するしないにかかわらず、かんがい用水については量的には私たちは変わらないと考えております。

古賀委員 冬水についてもそういう状況にしないといけないわけですから、やる前から

お金のことも含めて実現可能なプランであったかどうかという判断はついたんじゃないですか。

事務局(原) 少なくとも、この計画は昭和40年代後半だと思っんですけれども、当時、合口しよう。しないということが予想がついたのではないかとと言われても、それはちゃんと計画どおりやるということで計画を立てられたと思っております。

古賀委員 私は計画どおりやれと言っているわけじゃないんです。だから、計画に変更が出て、地域のことを考えてこうしたいと、それは十分理解できます。大事なのは、そののところだけを調整しても、ほかのところにも累が及ぶならば、そのことも踏まえた上で判断しないといけないのが、多分、県営の場合だと知事だろうと思っんです。要は、知事にそういうところまで情報をきちんと提示した上で判断していただいておりますでしょうか。

事務局(原) 計画の変更につきましては、大枠の中で知事にも上げておりますけれども、細々したことについては、知事自身に細々ご説明したことまではちょっと記憶にございません。

古賀委員 ですから、この委員会の場で、もしこれから先の検討でそういう情報が出てきたときにどうしますかということを確認しておきたいと思っんです。念を押しておきたいと思っんです。

あわせて、河川管理者から説明を受けましたけれども、何となく読んだ感じでいくと、何を考えているのかよくわからない。水利権の許可についてはそうですが、河川管理者というのはもう一つの治水の方も責任があるはずで。そういうところで何となく読めば、前向きに対処していきますと書いてありますけれども、本音のところはどういうところなんでしょうか。

荒牧委員長 古賀さん、1つだけ。

私の聞きたいことは、これは草堰を存続させることにして、今、我々は治水、利水、環境、全体をこの委員会は担うことになっています。ですから、この合口がなくなったということだけれども、今、農業について、それから実質的には環境用水と呼ばれるものも取られている。それは草堰を使って取られている。これは、今後はこのことを前提にして議論しなさいとおっしゃっていることになるんですか。それでいいですか。

それからもう一つ、先ほどの益田さんの話で、私のあれが間違っていれば変更してください。許可水利権というのは、ここで言う許可水利権が与えられるのは農業用水だけでいいですか。農業用水について与えられる。すなわち、合口しようすまいと先ほどおっしゃったけれども、量は同じ分だけ許可しますということでもいいですね。そうすると、この前、一生懸命皆さんが出された実際との間には乖離があるわけですから、その分以上のものはもう水を抜く権利としては与えられません。ですから、これから先はちゃんとした

形になって、草堰から取られるんだけれども、許可水利権の範囲内の水しか流れていきません。それに、今度は益田さんに逆にお聞きすることになるかもしれませんが、その水の量である地域の環境用水は十分であると。とにかく流れ方が悪いのであって、量の問題ではないと我々は解釈していいのか。そのことだけ、ちょっと幾つか重なりましたけれども、確認をさせてください。

まず1つ目は、草堰でいくということを河川管理者は決断されたかどうか。それから、許可水利権というのは、そういうふうな合口された量というものを草堰では抜くことができるというふうに決めるということをおっしゃっているのか。もう一つは、先ほど言われた農業用水と環境用水に色がないという意味は、それでもう十分であるということでもいいのか。そのことだけ教えていただければありがたいです。

事務局(中村) ちょっと全部のご質問に答えられるかどうかわからないんですけども、まず草堰を残すことで決断したのかというお話です。これは、取水形態は別にどういう形でもいいんですが、実際、水利権の許可を行う場合には、まず申請する人がいて、その人がこうしたいというのがありますので、それに基づいて審査をして、それで決めてまいります。

荒牧委員長 形ではないということですね。

事務局(中村) はい。形にはそんなにこだわっていませんので、あとは治水上の安全性の問題とかありますけれども、そういうことでやってまいります。

それから、許可水利に変わったときに合口のときの量を取れるかどうかということでしょうか、ご質問の趣旨は。

荒牧委員長 だから、ここで合口をしない理由の1つに、いわゆる水路の高い低いがあるので合口が難しいという理由を述べられています。ですから、はっきり言うと、今の草堰、あるいはもう一つ先ほど斜めの水路とおっしゃったんですが、意味がよくわからないけれども、その水路を使う方がお金も少なくて済むし、有利であるということ述べられたと解釈します。しかし、そのとき取られる量は許可水利権の範囲内であるということでもいいですね。

事務局(中村) 許可水利権というのを何かで決めなければいけないですね、その量を。その範囲であることは当然です。

それで、ちょっとここで問題となるのは、現行の水利権の許可の中ではかんがい用水ということになっていまして、いわゆるここで言う地域環境用水という概念はありません。したがって、その辺の審査が非常に難しくなるだろうと、どこまでがかんがい用水かということですね。

荒牧委員長 だから、環境用水として使うかどうかはともかくして、実際に今、水とし

て使われている量を、概念が今のところありませんね。だから、農業用水、かんがい用水のところだけが今許可水利の対象になるだろうというのでいいですか。

事務局（中村） そうですね。

荒牧委員長 例えば、ここで議論をして、そういう地域の水がどう必要であるかということも議論してもいいけれども、法律上、許可水利の対象は、今は農業用水、かんがい用水である、それでいいですね。

事務局（中村） そうです。

荒牧委員長 そういう説明をご理解いただけているかどうか。すなわち、先ほどから議論になっている白武さんが言われたこと、それから益田さんが言われたことは、結局、不特定用水という名前のものは不要なのではないかと。形が違うだけで、農業用水が、かんがい用水がめぐっていきさえすれば、それ以上の水は必要ないと主張されたのかどうかということをお聞きしたいんです。

なぜかと言うと、この資料を見ていただければわかりますけれども、いろんな前提が、この現状を前提としたときに不足するか、不足しないかということ論じておられるから、もしそれが不要であるということであると少し論理が変わってしまうというふうに見ます。ですから、特に地域の方々が不特定用水、環境用水という名前のものを必要としなくて、分配のルート、その持っていき道筋だけでよいとおっしゃっているのかどうかというのが私には理解できないので教えてくださいという意味です。間違っていたら教えてください。僕の解釈が違っているのかもしれませんが。

益田委員 委員長のご質問に十分お答えできるか自信はありませんけれども、私の思いだけは申し上げておきたいと思います。

今の水利権のことですが、私たちずっと水とかかわってきた人間からしますと、この取水口というのも、考え方というのが、環境だ、何だという意識はないわけです。色はついていない、水は同じじゃないかと。したがって、私がここで申し上げたいことは、水利権という場合には慣行の水利権だと。いわゆる許可権ですか、許可水利権とかいう言葉は、私は法律家ではありませんので、ちょっと私にはなじまないんですが、私どもが使ってきたのは慣行の水利権だというふうな概念で来ておるものですから、もっと平たく具体的に申し上げますと、この取水口から水をどれだけ取るとか、水の量とか、そういう意識は意外とないわけなんです。ここから水を取っていたと、農業用水であれ、生活用水であれですね。そういう井堰が、城原川の主流であります中地江川に私は関係しておりますけれども、今、河川改修を進める中で、そういった取水口は各集落から、これは前回も申し上げましたけれども、とにかく残してくれと。いわゆる慣行の水利権ということ、そういう概念で私も申し上げているわけなので、許可水利権とか、水の量とか、そういった限定的

な概念ではないということです。

もっと平たく言えば、昔からここからは水を取っていたんじゃないかと。いわゆる慣行ですね、慣行の水利権があるんじゃないか。したがって、圃場整備当時も幹線水路が低かったときに高かった人たちからいろんな意見が出まして、我々は水利権と慣行の水利権はあるから、水は当然回ってくるようにしてくれなくてはいけないよといったようなことを関係者の方に十分おっしゃっていたことを思い出すわけでございまして、委員長の質問の十分なお答えになっていないかもしれませんが。

荒牧委員長 何でこんなことを言うかという、我々は最終的には確かにダムの問題を論じなければいけない立場にあります。それから、治水のときもそう申し上げたけれども、量的な問題、それから自分たちに起こる被害の問題、それは量的な問題としてずっと積み上げてきたわけですね。水の利用についても、皆さん、ダムが不要とか不要でないとかということ論じなければいけないことを理解していますから、そのときには水は余っているということでしょう。そういうことを量的に論じなければいけないのではないかとということで今まで議論してきたつもりだったんです。違いますか。

益田委員 ちょっと言葉のあやというものがあるので、余っていると、そこまで極端なことを言っているわけではないんです。

荒牧委員長 いえいえ、ダムが要らないとなる。水は、例えば都市用水は余っています。余っていますというか、ごめんなさい、間違えました。今、不足していません。

益田委員 それは、言葉じりを、このようなことを私は申し上げたくないんだけど、間に合っているという程度の概念です。

荒牧委員長 間に合っていますね。それから、かんがい用水も一応現在のところ不足はありませんと先ほど説明がありました。それは量的な問題ですよ。それでいいですか。そして、不特定用水は要らないというふうにおっしゃった。そういう名前では要らないのではないかとおっしゃった。それは、足りているということでしょう。それはいいですね、それで。そうなのかどうかを聞きたいんです。皆さんがどうお使いになっているかを。

では、竹下さんから先にいきましょう。

竹下委員 基本的には、地域環境用水とか、いろいろ言われていますけれども、先ほど益田さんが言われたかんがい用水で十分ですよというのは、あくまでかんがい期の話だと思えます。つまり、夏場の話だと思えます。冬場にかんがい用水だけで足りるかといったら、基本的に冬場はほとんどかんがい用水は要らないと思えます。ハウスの水が要るぐらいのものです。大して水は要りません。ただ、それで足りるかとなったら、恐らく皆さん足りないとおっしゃるんじゃないかと、そういうふうに思えます。

それと、先ほど出ていた合口取水の件です。合口取水がなくなったのかという話ですけ

れども、それはあくまでかんがい用水として農家が負担する事業としてはなくなったというふうに理解します。ただし、例えば洪水対策で草堰が非常に邪魔だという話になれば、当然、撤去もあり得るでしょう。実際、今日示されている資料、前にもありましたけれども、例えば河川維持の中で400m<sup>3</sup>/s流そうと思ったら草堰の撤去とここに書いてありますので、あくまでかんがい事業としてはしなくなったというふうに理解するのがいいかと思えます。

それで、ちょっとこれはほかのことに関連するんですが、古賀さんが、合口がなくなった場合の結果の責任まで考えておられるんですかと言われたんですけども、例えばどんなことなんでしょうか。草堰だけの問題なんでしょうか。ほかにも何か。言えることがあったら教えていただきたいんですが。

古賀委員 一言で言えば、もともと、城原川ダムも多分関係してくると思うんですが、広域利水が、たしか城原川の合口もあり、ダムもありの前提でいろんなものが計画されていると思います。ですから、今ここは城原川の流域だけを議論していますけれども、国レベルでは筑後川から嘉瀬川、白石まで見ているんだということです。要は、いろんな状況で地域の事情が変わりますね。今は地域環境用水ということで昔なかったニーズがあります、だからそれを何とかしましょうと、これは美しい言葉でいいんですが、本当にそれが必要かどうかという判断はまだされていないわけです。それがどれくらい必要なのかもまだわかっていないわけです。それが積み上がったとして、本当にそれが国が面倒を見切れるほどの量なのかもまだわかっていないわけです。

言いたいことは、場当たりの、これはちょっと都合悪いから何とかしましょうとやってもらっても構わないんですが、それが全域に及ぼす影響をわかった上で変えるんだったら私は何も言わないんです。だから、知った上で決めてくださいといつも言っています。

荒牧委員長 では、蒲地さん、お願いします。

蒲地委員 先ほど委員長が確認をされた内容、さらにまた益田委員からの発言に関連いたしますし、本日の資料の13ページとも関連いたします。

と申しますのは、先ほど城原川からの環境用水という言葉が適切じゃないという表現もございますけれども、ちょっとこの場では環境用水という言葉を使わせていただきます。城原川からの環境用水の取水を必要としないという意味ですかという委員長の確認の質問だったと私は理解しております。それに対しまして益田委員からは、許可とか、あるいは農業用水、環境用水という区分じゃなくて、慣行水利として従来取っていた部分だけで大丈夫ですよ、それ以上の水は要らないというようなご返事だったというふうに私はお伺いしました。また、本日の資料 - 3 の後ろの方に書いてございますように、合口計画がなくなったとするならば、河川管理者としては許可水利権への切りかえを行いたいというよう

な趣旨が書いてございます。ただ、いわゆるかんがい用水だけを許可水利権に切りかえられるのか。恐らく私は、1つの現在の取水口から地域の環境用水を含めて取水をされている実態から考えたときに、農業用水、いわゆるかんがい用水だけを分離して水利権を付与されるということになると、この環境用水の扱いがどうなるのかというのが後に残されていく問題になろうと思います。そういうことからして、ここにも地域環境用水の取り扱いを含めて調整を進めていきますと、あえてそういう意味で書いていただいているものと私は理解しております。

そういう状況の中で、13ページにいきますけれども、ここに絵をかいてございますように、地域環境用水の要望が上がっている地域がありますということで、赤、ピンクで図示をさせていただきます。それからまた、現に地域環境用水の取水を多くされている地域ということで、緑で色をつけてございます。こういうことから判断いたしましても、恐らくこの城原川沿川においても、農業用水のかんがいに必要な水だけが現在の草堰から取水されたと仮定したときに、もしそうなったときには地域の皆さんがお困りにならないのかなと、私はそういうふうに思うんです。現に、ここに要望が上がっておりますよ、あるいは取水されておりますよという表現をさせていただきます。例えば、これが一切取れなくなったと極論しますと、そうなったときに地域の皆さんにどういう影響があるのか、そこら辺についてもこの場でしっかりと議論をしていく必要があると私は思います。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

先ほど質問したかったのも、結局、わからないとか不要であるとかということの前に、今、蒲地さんに言っていただいたように、これがなくなったとします、みんな川で自流で流してしまいますとやったときには、地域の水環境はどうなるというふうにお考えなのかということもお聞きしたかったということです。ですから、例えば川の方から見れば、城原川にも最低維持流量というのを確保したいというのは川の方にもある。じゃ、それを確保するために上から取るのを全部やめようと言えば、私の住んでいる目の前の嘉瀬大堰のところを水が流れ始める。そのことを言うから佐賀市はやめてくれと言うのか。城原川のところで言うと、下流の方の維持流量を取るために、上流で抜くのをかんがい用水だけにしてくれ、そういうことを皆さんここで合意ができるとおっしゃっているのかと聞きたいんです。

では、白武さん、お願いします。

白武委員 用語集がありますけれども、用語集があってもちょっとよくわからないから質問します。

慣行水利権を許可水利権に変えるということですが、それは実際に今、慣行水利権を持った人たちからその権利を取り上げる、奪うということですね。そして、今からはその水

については管理していきますということですね。そういう理解でいいでしょうか。

事務局（中村） そういうことではなくて、慣行水利で変える必要が全くないものはそのままでもいいわけです。どんな慣行水利権もすべて許可水利権に変えるということではないんです。通常、許可水利権に変えているケースとしては、例えば取水口が非常に老朽化して改築しなければいけないとか、あるいは堰も同じですが、そういう場合に新たな施設ができるに当たって我々は審査をいたします。その際にいろんな内容に変更が出てくるという場合は、通常、許可水利権に変えていただいています。そういう機会があればやっているということであって、すぐ何でもかんでも召し上げるというイメージは違います。それから、さらに言いますと、ダムができると慣行は全部なくなって許可になるのではないかという誤解もあるのではないかと思います。これは通常ダムとは全然リンクしておりませんので、全く別のことというふうに考えていただきたいと思っております。

荒牧委員長 何か質問、意見があれば。

桑子委員 今の件なんですけれども、慣行水利権から許可水利権に変わることによって一体どういうことが変わっていくのか。利用する側あるいは管理する側のそのことによる違いというのはどこにあるのかということをお教えいただければと思うんですが。

事務局（中村） 一番大きな違いは、最大使用水量と申しますが、上限値が明快に流量という形で出てまいります。数値化されると言ったらいいんでしょうか、ちょっと乱暴な言い方をすれば数値化されるということが1つ。それから、これは利用者の方からよく言われることなんですけれども、定期的な更新手続きが必要になります。通常、農業用水ですと10年ですけれども、10年に1回私どもの方で更新申請をしていただきまして、それで再度許可を出すという、手続の問題ですけれども、それが出てまいります。これが煩雑だとか言われるときがたまにあります。そういったところが一番大きな問題かなと思います。

事務局（川上） 前に水利権を担当していたものですからちょっと申し上げますと、慣行水利権でも全然問題ないんです。要するに、慣行というのは、その時代の地域の合意によって水遣いが決まった権利、権利に相当するという整理になっています。それでよかったですけれども、先ほどもちょっと言いましたが、戦後、急に水需要がふえたんですね、高度経済成長で。ほとんど江戸時代の末期ぐらいに農業用水で日本の河川は全部、一番厳しいときですね、厳しいときは取り尽くされているようなのが実態としてあって、それに都市がどんどん大きくなって、飲み水が要る、工業用水が要る、いろんな形でその水資源の確保が要るようになるわけです。そうすると、ある一定のルールで水の使い方を整理しないと日本の川の水が取れない、こういうことで許可水利という形が出てきます。許可水利というのは必要量も限定するわけですね。慣行水利というのは、もう自然の状態で、雨が降って河川の流量が多くなればどんどん入ってくるわけです。少なくなれば入らないと

ということで、非常に不安定であるけれども、要するに河川の流況と同じような形が水路に流れると思っていただければいいと思うんですが、そういう状態のままだったら、ダムをつくったりとか、新たに水資源を開発しようと思ったら、不安定で取れなくなるわけです。ですから、かんがい用水ということで、要するに米をつくるときに必要な量を限定してまず最優先に水を確保する。その上に水道とか工業用水を使う、足りなければダムをつくって補う、これが日本の水の使い方なんです。しかし、今話題になっている城原川の慣行水利というのは昔の形態が残ってしまっているわけです。

それで、許可水利権に変わればどういう状態になるかということ、先ほどから議論に出ていますかんがい用水だけに限定されます。ですから、今、美しい言葉と古賀先生が言われましたが、地域環境用水という水はなくなります。そういう整理をしました。私が当時しました。しかし、今まで草堰が残って、実態が残って、今日的に集落の水がなくなるというのは地域でも受け入れられないと思うんです。昔はそれよりも米をつくるための水の方が最優先だったわけですから、かんがい用水。飲み水が最優先でしたから飲み水に回しました。しかし、経済が鈍化して飲み水も要らなくなって、工業用水も要らなくなって、かんがいも減反なりで減っています。そういった中で、今日的に需要があるのは冬場の水です。特に集落内の水とか、佐賀平野には水路がたくさん走っていますけれども、そこに水が流れなくて、流してほしいという要望は潜在的にあるんです。ただし、今まで水利権でそういう水を切ってきましたから、そういう水が行っても、要望として受け入れられるかどうかということが多分潜在的にあるんでしょう。ニーズとしては際立って出ていません。しかし、今問題提起しています城原川の沿川は昔の形態が残っていますから、そういった本来切られるべき水が切られないまま残っているわけです。これは、今日的に言えばまさに環境の時代ですから、こういう水を今どき切れとはだれも言わないと思うんです。

ですから、佐賀県が今説明しました要望は、これは残すべきだと主張しています。これに対して議論があると思いますから議論をしていただければいいんですけれども、残すべきだと。それで、嘉瀬川も佐賀市街地の水が流れていますけれども、これは水利権的にはないんですね。ですから、厳しくなれば、本来的に整理するとすれば流さないような状態になるんですけれども、これも今日的に、佐賀市民の方がたくさんおられると思うんですけれども、受け入れられないと思うんです。ですから、この水を何とかしないといけないということで、今、関係者が集まって詰めています。何とかふやす方向で今努力を、検討しています。しかし、今のままの状態が確保できるかどうかはわかりません。これは今後の調整になりますが、いずれにしても、今日的な課題として、市街地とか集落の水がないというのは、現実に流れているところを今切るというのはなかなか難しい、こういうふうな認識を持っておりまして、県としてはその水を確保する方向で考えたい。

もう一つは、今、水利権では切られますと言いましたから、もともと私の立場は切っている立場だったんですけれども、この整理を今後やらないといけない。これは課題を含んでいますけれども、今後そういうことを確保する方向で整理をしていきたい。整理してと言ったらちょっとあれですが、要望をしながら、また県でもいろんな整理をしていきたい、こんなふうに考えています。

古賀委員 いいでしょうか。

荒牧委員長 はい。

古賀委員 いわゆる期待を持たせるような言葉ばかり出てくるから、時々かりかりするんです。要は、今、佐賀地区もそうですけれども、今の水遣いに余り影響が出ないように何とか前向きに努力しますと。聞いていると非常に安心感があります。しかしながら、もともと国がやっている事業というのはそれが視野に入っていないわけだから、それに及ぼす影響はこれだけあるというのをしっかり踏まえた上で言ってもらわないと、また先々何でこんなことになるのかということで、いわゆる人間は期待して裏切られたときに頭にくるわけだから、過度な期待を今与えるべきではなくて、今こういう状況でやったらどういう影響が出るかというのをわかっている範囲内でクールに出さないといけないはずですよ。それで、何が我慢できるのかをちゃんと出さないよ。

荒牧委員長 古賀さん、1つだけ教えてください。

今言われたことがここに出された資料の後半の部分にあって、結局、シナリオと書いてあるところに、例えば11ページ、利水事業で水需給バランスがとれるかということの中、現在のような水遣いをしているというのがありますよね。現在のような水遣いをしていたら、こういうところでいろいろ影響が出ますよということが示してあるんだと思うんですけれども、先ほどの大きな絵で言うと、量が入っているものがありましたね。例えば8ページのところに、現在のようなというのは、先ほど言われたこの図が、農水必要量が緑色で、地域環境用水、これは実際取っているものですよ。これをそのまま続けていけば、先ほど言われたみたいに、川上地点下流の河川の流量が減少するとか、そのことを言っているんですか。

古賀委員 必要量というのが本当に必要量かどうかという認知をしていないんです。要は、今の水遣いを続けていけばということをもっとわかりやすく言えば、嘉瀬川筋で3m<sup>3</sup>/sちょっと、城原川で1.5m<sup>3</sup>/sぐらいの開発をどこかでしておかないと、ためておかないといろんなところに影響が出ますよということなんです。そのときにダムをつくるというのも一番手っ取り早いでしょうけれども、統合運用しても少し水が開発されます。そういう知恵を出して、地域の今の状況に余り影響が出ないようにするにはどうしたらいいかと。その知恵を出さなければ、汗を出さなければ金を出さなければしょうがないんですよ。何かあ

ったらダムをつくるとか、そういう開発するためのお金をどこからか持ってくる。それは、お金がなければ知恵でカバーしないとイケないんです。それでもカバーできなければ我慢しないとイケないんです。そういうところの順番が何せ出てこない。今、副知事は何とかする、何とかすると言ってありますけれども、本当は国の方というのはそういう状況はある程度見えているはずですよ。

荒牧委員長 ちょっと待ってください。まず、この資料の8ページのところを皆さんご理解いただけたのかどうかということだけお聞かせ願えませんでしょうか。すなわち、8ページに書いてあることは、嘉瀬川から地域環境用水を取水することだというのはどこに行っているかということ、主として佐賀市内を流れている。茶色というか、オレンジ色というか。それから、城原川推定取水量のところ、城原川から地域環境用水を取水することと書いてあって、そのことの農業用水の必要量以上の水が地域環境として取られている。それをやると、そこに赤丸、楕円で書いてあるように、池森橋地点の河川の流量が減少するとか、あちこちに飛び火していくということを書かれているわけでしょう。それでいいですね。

すなわち、今のような水遣いを前提にするということがあちらこちらに、広領域に影響を及ぼしますよということを行っているということで、古賀さんが先ほど言われた、このことを前提にしてやるということの説明にはなっているんですね、これで。そのことは皆さん理解していただけるのかどうか。そのことはどうでしょうか。権利として我々はそれを持っているとか、慣行であるとかということの前に、今の計画のままいくと、そういう点のところについての影響がいわゆる広がりとして出てくるということでもいいですか、説明としては。そのことを皆さん方は納得していただけたのかどうか。いかがでしょうか。そうでなければ、これを質問していただけたらもっとありがたいんですけども、これはどういう意味だということですね。

それで、古賀さん、それから先に、その対策としてはとおっしゃったけれども、それよりちょっと手前として、こういう影響が及ぶということについては理解していただいたので、よろしいでしょうか。そして、その対策としては、先ほど言ったように、11ページとか、14ページとか、そういうところにどうすればいいかということがアンサーとして書かれている、それでいいですか。

どうぞ、蒲地さん、お願いします。

蒲地委員 今回の委員長の、ちょっと外れますけれども、先ほどの桑子委員の慣行水利権から許可水利権になった場合にどうなるんですかという質問に対して、中村所長さんの説明で、一般的にいわれるピークの取水量が抑えられますよと。まさにそうだと思います。ここで皆さん方に十分にご理解をいただくために、しかしながら、かんがい用水について

は、年間の総取水量、あるいは期別において取水量のピークが変わってきますよということまであわせてご説明をいただいていた方がよかったのではないかなと。例えば、上水道とか工業用水であれば、そのピークを抑えられますよということだけでいいでしょうけれども、かんがい用水につきましては、先ほど言いましたように、そういうさらなる条件といいましょうか、形態になるということまであわせてご説明をいただいていた方がよかったのではないかなと思っております。

事務局（中村） すみません。おっしゃるとおりです。

荒牧委員長 ほかの方、どうぞ。ご意見、ご質問をお願いいたします。

資料については少なくとも確認ができたと思いますが、その上で説明の補足、いいですか。

では、事務局からの補足説明を先に。

事務局（辰本） 事務局からですが、先ほど古賀先生から、11ページの方で現段階でわかっていることのところのご説明をしましたときに、何で昭和35年の計画基準年なのかということでご指摘がありまして、近年、平成に入ってから不足量を至急出してみています。最初のポツの城原川においてということですが、お手元の資料では昭和35年で約1,000万 $m^3$ なんですけど、平成元年以降10カ年ぐらいを選び出しまして平均しますと、約1,400万 $m^3$ ほどの不足が生じます。それから、その次、嘉瀬川においてということで、城原川での取水状況にあわせまして、嘉瀬川の分も合わせて不足を計算すると、お手元の資料では3,000万 $m^3$ ということで、先ほど修正しましたが、それに対して平成に入りまして計算しますと、5,900万 $m^3$ ぐらいにふえてまいります。

以上が補足になります。

荒牧委員長 では、竹下さん、お願いします。

竹下委員 利水に関してなんですけれども、今日の資料じゃなくて古い資料でも。

荒牧委員長 結構ですよ。

竹下委員 先ほどから地域環境用水ということで、その環境用水が実際どれだけ必要なのかという、なかなか定性的にはできないと思うんですが、以前いただいたドッジファイルの資料の3-38に、城原川の正常流量として、地域環境とか動植物の生息等を考えると、日出来橋で0.5 $m^3/s$ 、お茶屋堰で0.3 $m^3/s$ という数字があるんですが、これはどうやって出されたのか、ちょっとそれをお伺いしたいんですが。

荒牧委員長 むしろ生物の先生たちにお聞きした方がいいのかもしれない。その量の根拠と申しますか、必要だと言われる根拠ないしはどうやって計算をするのかというのは、概略で構いませんよ。

事務局（浦山） 筑後川河川事務所の浦山と申します。

この環境のことにつきましては、また次回詳しくご説明しようと思っておりましたが、簡単にご説明いたしますと、10項目ということで項目がいろいろあるんですけども、水質とか魚の生息環境、それから景観、幾つも視点があるんですけども、こういったものを総合的に考えて必要流量というのを決めております。ですから、これについては、日出来橋地点で $0.5\text{m}^3/\text{s}$ というのは、そういう魚の生息環境等が入っていると思います。これはまた次回でも詳しくご説明したいと思います。

荒牧委員長 ほかのご質問でも構いません。

どうぞ、古賀さん、お願いいたします。

古賀委員 13ページの絵ですが、この緑とピンクですか、これは非常にわかりやすくいいんですけども、こういうニーズがあると、それはそれでいいんですが、今、現実的にそれに水が流れているわけです。私、昔から言っていますように、川筋からいけば、築後川、城原川、嘉瀬川とあるわけですから、受益と言ったらおかしいですけども、水が落ちているところの公平性、高いレベルからいけば、それが一番大事な情報だと思うんです。要は、不公平があるのかないのか。荒牧先生は定量的、定量的と言われますけれども、そこを次回でもいいですから、まあ、大体公平にいつているでしょうということならば、それはそれで結構です。だけど、嘉瀬川で冬水、そういうのを補給しようと思えば $3\text{m}^3/\text{s}$ ちょっと、これはばかにならない量ですよ。それが本当に必要なかどうかというのは大事な情報であって、城原川についても同じだと思うんです。

それで、あってはいけないことだと思いますが、やはり低平地のところの樋門というのは非常に管理が難しく、ちょっと穴があいているだけで水がザーザー漏れるわけです。そのための補給をとということになると、堰を管理しているところというのは、下流からの要望が出ればつい出たくなる、これも事実だろうと思うんです。そういうことの積み重ねで、もし $3.5\text{m}^3/\text{s}$ とか、何 $\text{m}^3/\text{s}$ かわかりませんが、そういう量の積み重ねによって補給しないといけない水だったら、それは本当に必要なかどうか、これは判断が難しいところだと思うんです。そういうところまできちんと詰めておかないと、高いところから判断して必要なことはやらないといけないわけであって、それがやはり管理することだろうと思うんです。そういうところはまだすっきり情報が出てきていないと思います。

荒牧委員長 どうもありがとうございます。

今この絵が出てきたのは、これが初めてですかね。いわばそういうふうに潜在的に地域環境用水の要望があるところと、それから一定の地域環境的な水の利用が行われているところ。

古賀委員 ですから、そういうものがわからない状態で地域環境という言葉はまだ早い

と僕は言っているんですよ。

荒牧委員長 言いたいことは、結局、自分たちの、わかりやすく言うと、さっき古賀さんが言った意味で言うと、水路に水が欲しいと言っている意味ですよ、水路に水が欲しいという要望がここにこれだけのところはあるということだけは事実。いいですか。

古賀委員 現実には、それでも足りないというのがこの図なんですよ。

荒牧委員長 それでも足りないという意味がわからない。量は書いていない。

古賀委員 それでも足りないということをあらわしているわけです、この赤のところは。

荒牧委員長 だから、そういう要望があって、足りないから欲しいという要求が出ている。

古賀委員 だから、ある意味では、今、水路の維持用水と私はあえて言いますけれども、それはぎりぎりの状態を出しているわけです。

荒牧委員長 今はですね。

古賀委員 はい。

荒牧委員長 だから、それについてもう少し水が欲しいというところがこういう領域のところにある。いいですか。

では、竹下さん、お願いします。

竹下委員 13ページのこの図ですけれども、非常にわかりやすいし、八田江というところに、丸くなっていますが、このあたりは私が住んでいるところでして、そういうところに住んでいる代表としてちょっとお話をしたいんですが、クリークが家の前に流れておりますと、やっぱりだれでも幾らか水が流れていた方がいいと思うと思います。私の実家のところは確かに水が流れておりました。子供のころから比べると水の流れが少なくなったのかなというふうに思っていました。でもよくよく航空写真を見てみると、実は私の家の前の水路が幹線水路だったわけです。そして、その上流の方を毎年みんなが掃除をしていた。その上流をずっとたどっていくと、それは実は多布施川につながっているわけです。それで、八田江の下を通ってずっと流れてきていた、それしかなかったと、そういう状況だったわけです。じゃ、今それができるかということ、川副町の場合、一番下流にあるものですから、水条件が一番厳しいところです。言ってみれば、欲しいときに水が来ない。昔から言うように、悪い言葉で言えば、*シマ*水しか来ない。必要ないときにはどんどん水が来る。要するに、雨が降ればどんどん水が来る、お構いなしに流れてくるという一番厳しい条件のところに住んでおります。

実際、夏場は割といいんですが、さっき言ったように、冬場の水がどうなっているかといいますと、実は冬場のかんがい用水の川上頭首工での水量というのが決まっています、前回もらった資料では1億4,790万 $m^3$ となっていましたけれども、今は1億6,770万 $m^3$ で少

しふえているかと思うんですが、それでも冬場の水をそのまま計画的に流しますと、川副町に大体 $0.3\text{m}^3/\text{s}$ ぐらい流れてきます、計画では。ところが、実際には $0.1\text{m}^3/\text{s}$ か $0.2\text{m}^3/\text{s}$ しか流れてきません。どうしてかという、この13ページの図にあるように、この多布施川と書いてある上のあたり、このあたりに余計水が行くからです。つまり、水の流れが計画からいえばアンバランスになっている。つまり、受益の面積からすればアンバランスになっているという状況です。ただ、それは歴史的な経緯があって、つまり成富兵庫が佐賀市街地に水を持っていくためにこういう水の工事を石井樋からしたという歴史的な経緯があって、もうそれが佐賀市に住んでいる人たちにとっては当然になっていますので、それを簡単に変えることはできないだろうと思います。

例えば、計画どおりに $0.3\text{m}^3/\text{s}$ 水が流れてきて川副町でどうなるかといいますと、ざっと計算してみますと、川副町に240kmぐらい水路があります。その水路を南北に流れている川というのが幹線水路になるんでしょうけれども、 $0.3\text{m}^3/\text{s}$ を川副町の一番上流の方で一斉に流したとしますと、ざっとそのまま計算しても、1分間に水の流れは10cmにもなりません。つまり、ほとんどないわけです。でも、これをこれ以上ふやそうと思ったら、恐らく嘉瀬川に水が流れないでしょう。そういう状況の土地に我々が住んでいるんだということをまずこの委員会で、またここに住んでいる人たちが認識すべきじゃないかと。幾ら言ってもどんぶりがないんですから仕方ないと思います。そういう認識をまず持つことが大事なんじゃないかと、そんなふうに思います。

荒牧委員長 どうぞ、ほかの方、ご意見を出していただけませんでしょうか。

古賀委員 私、佐賀市に住んでいますので、佐賀市内のクリークについてはちょっと修正させてください。全体を把握した上で、そこそこクリークを調整しないといけないと思うんですが、対応すればできるんじゃないかなと思っています。むしろ問題の所在は末端のところにあるし、それから水の、それこそ取水の仕方が城原川とよく似たところがあって、ちょっと言葉がよくないんですが、堰一個一個を管理している人がいるんでしょうけれども、全体を管理している人がいないという感じがしています。そういうところをちゃんと整理すればもう少しよくなると思うんですが、ただしそのときもやっぱり必要になってくるのが、だれが親分で、どうやって管理しますかということがないといけない。それが今までなされていなかったというところにある程度問題があると思います。当然、それは取るところの問題もありますけれども、全体についての、特に一番末端のところですね、そういうところの管理もきちんとしておかないといけないんだろうと思っています。そういうところのひずみが、本当に必要なところに、もっと必要とするところに水が行っていないところの理由でもあると思います。むしろ、どうであろうと、何せ今、水が来ていないところがあるわけですから、それはやはり問題です。

荒牧委員長 どうもありがとうございます。

では、藤永さん、お願いします。

藤永委員 私のところも13ページのあの図のちょうど赤丸のところ、千代田町なんですけれども、ちょうど同じように、昨年うちの近所のクリークも全く水がありませんでした。草ぼうぼうになって大変だった時期があります。住民感情としまして、我々としましては、どうも上流でみんな取っているから下流に来ないんだという意識がまだありまして、川自体の問題として、委員長がおっしゃいましたように、川自体もお茶屋堰から下にも流してもらわないといけない。あと、環境用水という形でも回していただかないといけない。上でみんな取って、というのは、天井川であるがゆえに反復利用ができないということも城原川にはありますものですから、その辺を上手に公平的に配分してもらわないといけないんじゃないかというような感覚を常日ごろ持っております。ですから、この辺にしましては、公平に判断をして水を上手に配分していただくような方法を考えていただきたいという要望でございます。

荒牧委員長 ほかにどうぞ。よろしいですか。

白武委員 私は城原川の中流域に住んでおります。神埼に住んでおります。

8ページと9ページに広域利水事業ということがありますけれども、広域というのは白石平たんまで含めた広域ということですね。今は白石まで行き届いていません。今後は、佐賀市を含めて、白石平たんも含めて広域に城原川を役立てていきたいと思いますということですね。その確認なんです。今、城原川流域、神埼周辺というのは田植えも終わって非常に青々としております。そんなに水が余って余ってしょうがないというような状況でもないんですけれども、今後は地域住民の人の許可を得て広域利水に加えていきますという、そういうふうに理解していいわけですね。

荒牧委員長 広域利水が今計画されて実施に向かっているということでいいんですよね。実施されていると。

白武委員 実施されている。だけど、まだ白石の問題もあります。今度、稲作大綱がありまして、今後どうなるか。平成20年に向かってもっともっと水田農業というのは厳しくなるんですけれども……

荒牧委員長 嘉瀬川ダムで農業用水が補てんされると先ほど説明があったと思うんですが。

白武委員 だから、城原川の水ももっともっと広域に使っていきますよという、広域利水事業というのはそういうふうに理解していいですかということです。

古賀委員 パーツの1つになっているということです。

荒牧委員長 組み立てられて、こっちからこっちに、こっちからこっちにという意味で

しょう。だから、城原川の水が白石にぶっ飛んでいくというのも、それはルートからいえばそういうことも考えられないことはないけど。

白武委員 その慣行水利権を管轄、統括して県下全域に配分を考えますという、流れとしてはそういうことですかね。

荒牧委員長 いいですか。私はちょっと理解できない。

では、お願いします、佐藤さん。

佐藤悦子委員 関連して、この資料を見ているの素朴な疑問ですが、せんだってから広域利水事業の重要性というのを大分お聞かせいただいて、ああ、そうなのかと思いつつも、この8ページ、9ページの資料を見ますと、さっき古賀さんもおっしゃったように、城原川自体がとても貧乏世帯で、非常に所得の少ないところに、よそにもやってと言われているような、そういう感じがとてもするんです。もともと力のない城原川から水を取ろうとすること自体がとても大変なことじゃないかというふうにこの資料を見ると思ってしまうんですが、そういう見方をしているのでしょうか。

荒牧委員長 皆さんのそれぞれの受け取り方だろうと思うんですけど。

事務局（川上） そうですね。こういう見方をしていただけるといいと思うんですけども、もともと1ページ目で佐賀平野は水がないと、こう言っていますよね。全体的な量は少ないんだと思います。そこをまず認識を一つしていただくのと、次に今までの時代の背景からいって、経済的な水と言っていますけれども、米をつくる水、飲み水、工業用水、こういったものを最優先したときに、それでも西と東では水の使える、何というんですか、安全度が違うというか、西側は全く水源がないものですから地下水を取らないといけない。そういった経済的な水、要するに人間が生きていくために必要な水のレベルで東と西にアンバランスがあった。これをならしましょうというのが今の広域利水事業だと思っていただけだと思います。

しかし、先ほどから議論になっていますように、集落とか都市域を流れる水、これが実態として残っていましたから、これを私は、県としては今後尊重したいと、こう申しております。古賀委員は、そうすると今の広域事業に影響があるのではないかと、こういうふうなお話で、影響というか、足りないわけです。ですから、今回はその不足分をどうするかという課題までを提案いたしました。具体的にどうするかというのはここには載ってありませんが、そういうことで、今の佐藤委員のお話のように、飲み水とか、かんがい用水とか、そういったレベルでは一応皆さん全国的に満足するような水準までいきますけれども、地域に流れている水なんかを確保すれば足りなくなるというふうな状況です。ですから、地域の水まで入れるとまた貧弱な流域だと、こうなりますけれども、経済的な水だけだったら、東から西まで融通し合えば大体均一に安全が確保される。これが今展開されて

いる広域利水事業だと、こういうふうに理解していただければと思います。

荒牧委員長 よろしいですか。

では、先に実松さんの方からいきましょうか。

実松委員 今、不特定用水関係でかんがい用水と地域環境用水の問題が多数出ておりますけれども、当初この城原川ダム問題については、治水と利水というこの2つの目的が主だったと思います。しかしながら、こういうふうに社会状況が変わりました関係で治水と不特定用水に変わったということなのですが、今この不特定用水の関係でかんがい用水と地域環境用水の問題を指摘されておられますけれども、私はまずもって、治水の安全度ですね、これを考えなくてはいけないんじゃないかと思います。治水の安全度と申しますと、もちろん昭和28年当時の洪水はピーク量の $690\text{m}^3/\text{s}$ ということで聞いておりますけれども、これを調節するためには、ダムで $360\text{m}^3/\text{s}$ 、それと河川で $330\text{m}^3/\text{s}$ というようなことで一応国の方で計画されておりますが、これは中央審議会で決められたことで、結局この方針は変えられないということで国土交通省の方から言われておったわけです。しかしながら、下流域町村においては、水の必要性はない、要らない、農業用水も飲料水も工業用水もほとんど必要じゃないんじゃないかということで今日の状態になったんじゃないかと、差し当たってそういうふうに考えるわけです。

だから、そういうふうの下流域町村で水が要らないということになれば、この河川をどういうふうな形に整備していくか。先ほど慣行水利権の問題も出ましたけれども、これは早く許可化して、もちろん水利権からすればすべて国が管理するようになりますが、そういう問題を早期に解決して、そして、前回も言いましたけれども、早くこれを何とか形にしていかないと、差し当たって今月の後半から住民の説明会ということも計画されておりますし、その後にまたいろんな説明会がされますので、そういうことを考えた場合について、もう少し具体的にこの問題をどこから進めるかということになれば、やはり河川をどういうふうな形にしていくか。今、草堰の問題もありますけれども、これを撤去して、完全な河川整備をやって水量を完全に確保するというような形にすれば、この昭和28年当時の $690\text{m}^3/\text{s}$ が流れても堤防は決壊しない。今の状態で堤防が決壊した場合も、下流域においては1万3,000戸が床上浸水をするというような状況ですから、それだったら、それを早く解決する方法を何らかの形で考えていかなければいけないんじゃないかと思います。

この不特定用水の関係で、環境用水とか、かんがい用水とか、この問題に余り時間をかけないで本当の問題をここで進めないと、これは本当に時間が、今年の11月末には結論を出さなければならないという状況になっておりますので、そういうことをよくよく考えて、もう少し具体的に取り組んでいただいた方がいいんじゃないかと、そういうふうに思います。

荒牧委員長 先ほど古賀さんの方からこの方法論を提示されて、我慢する、調整する、投資する、幾つかの、不特定用水というか、用水のことについて我慢するレベル、調整するレベル、それから新たに投資をして水をつくるレベルということも視野の中に入れて議論しなさいとおっしゃいましたね。ですから、当然のことながら、その次のステップとしては、皆さん現状がわかった上で我慢する。それから、先ほどおやりになっているように、調整する、やりとりする。それから、もう一つ新たに水の設備の投資を皆さんでかける。そういうことが最終的にはダムの問題ということ。それは、治水と不特定用水、両方議論しないといけないことになるだろうと思って、この不特定用水というものの意味を理解していただいたのかと。だから、先ほど言ったように、我慢するというレベルもありですよ。すなわち、自分たちの目の前にあるものは、先ほどおっしゃったように、もともと水がないんだから、せいぜい調整でやる。そういうことを合意ができるのであれば、ダム問題に直接かかわってくる、治水の問題として議論できる、そういうふうにして今議題を進めているつもりです。

ですから、おっしゃるとおりのことが最終結論ですから理解できていますけれども、それと同時に、この治水と不特定用水という、不特定用水というのは皆さん余りなじみがなくて、水道は要らなくなった、工業用水も要らなくなった、農業用水は足りている、だからダムは要らないという結論だけではなくて、治水の問題とこの問題というのが提起されているわけですから、その2つを考えて、最終的にはダムでいくのか、違う方法でいくのかということが多分この議論の中で出されていて、治水については、ダム、拡幅、掘削とこののをやって、そのかわり受ける危険度はずっと増していきますという説明を我々は理解したと認識しています。すなわち、690m<sup>3</sup>/sありきではなくて、それぞれの確率に従った水の量との間で我々が受ける被害、それから何年に1度それが起こるか、方法はどうか、お金はどうかということまで説明を受けました。不特定用水については、まだそこが十分議論できていないと思ったので、皆さん方に一種の確認をとりながら進めているわけです。本当に不特定用水はもう不要だ、自分たちの身の回りの環境用水はもう不要だよということになれば、治水だけで我々は判断できます。

実松委員 それで、先ほど古賀先生の方から、地域環境用水ですね、この問題についてはまだはっきり定義できていないと。私は確かにそういうふうに思います。地域環境用水というのは、地域環境のアセスメントをして初めてこの環境用水という言葉が定義できるんじゃないかと、私はそういうふうに考えます。だから、環境用水と言えば、水質とか、魚の生育とか、景観とか、そういう問題が入ってきますけれども、環境アセスメントをして初めて地域環境用水という定義ができるんじゃないかと、私は差し当たってそういうふうに考えます。

荒牧委員長 では、古賀さん、補足してください。

古賀委員 理論上はそれで結構かと思います。

ちょっと合口と治水のことで見解をお聞かせ願いたいんですが、今日の資料 - 3 の裏書きですか、これは水利権の話でよかったんですが、現実的な話として治水の規模を恐らく400m<sup>3</sup>/sぐらいに設定しないといけないだろうと思うんです。そうなってくると、草堰というのは当然なくなりますよね。それと合口をしないということの、何というのかな、組み合わせで出てくる影響。早い話が、これは河川管理者が水利用形態の変更に関するいろんなものをやるということですか。

荒牧委員長 確認がもう一回来ましたが、どうですか。そこら辺のところは、この文章の意味を教えてください。

古賀委員 単純な質問です。何せ治水上からいけば、今の断面というのは、どう考えてもあれは危ない。だから、それなりに何とか安全率を上げないといけないはずですよ。そうなってくると、打つ手はというのはそういうところに出てくるし、一方では合口しないということで、地域のことを考えると、だれかが何かしないといけないんじゃないですか。だれがやるの。

荒牧委員長 河川管理者が私がやると言わないとおさまりがつかなさそうですね、河川を管理する人がやらないといけないわけでしょう。

事務局（中村） 具体的な形としてまだ何も提案はないわけで、それからこの委員会の現在の進行度からして、我々の側で今具体的な形ではちょっとお答えできないと思うんですけど。あれは何回目でしたかね、5回目ぐらいだったと思いますけれども、治水の問題は一たん置いておいてということに進んでいると思いますので。

古賀委員 それはそれでいいんですけども、あのときにはいわゆる合口しないという話が農政さんの方からちらっと、ちょっとイレギュラーなフライング気味の発言があって、一瞬冷やっとしたんですが、とりあえず今日は文章でちゃんと出てきたわけですから、逆に言いますと、ちゃんとそういうところまで考えておかないと、また同じ失敗というのかな、地域のためにやっているんだろうけれども、長い目で見ると地域のためにやっていないようなことも出てくる可能性がありますよね。

荒牧委員長 いいですか。そういうご意見ですから。

事務局（中村） はい。

古賀委員 今、副知事が河川管理者と言われたけれども、現実的には水路のところをずっといじっていかないといけないですよ。

事務局（川上） ちょっとまだ議論していないからという話なんですけれども、一般的に治水上必要性が出てくれば、河川管理者として実際合口もしたり、水路の附帯、附帯工

事といいますよね、堤脚水路をずっと持っていく、そういう事業はやっています。この城原川をどうするかというのはまだ議論中だからと所長が今言ったような形で、一般論とすれば、必要性があれば河川管理者で、治水事業でやります。

古賀委員 それは納税者が許すんですか。本来ならば農政がすることじゃないんですか。

事務局（川上） それは、事業としての主たる目的が利水事業であれば利水事業でやっているわけです。治水事業が主たる目的であれば、河川管理者は河川事業でやっているわけです。ですから、これは説明できないといけませんよ。治水上、統合することが必要だと、こういうことがあれば、河川事業で今までもやっていますし、やれると思います。

古賀委員 だけど、かんがい期の農水補給については、あらかじめ整備は進んでいるわけですよね。だから、現実的には冬水の回し方になってしまうでしょう。だけど、その取る場所というものが今度は合口なものだから、もし草堰を撤去したならば、それでまた変更しないといけませんよね。その後のことまで河川管理者がやるわけですか、その堤内地の方まで。

事務局（浦山） おっしゃっていることは、川の中の堰、たくさん草堰がありますけれども、それを撤去して、その際には全部の堰はまずつくれないと思います。非常に費用がかかりますので、どこか1カ所に合口しないといけません。この工事が川の治水対策のために必要なものであれば、それはすることは可能なんです。それで、もう一つおっしゃっているのは、そのために水路をずっとつけかえてこないといけません。それは相当の費用もかかりますし、河川事業の、できないことはないんですけれども、それが本当に効率的なやり方かというのがまた議論になってくると思います。

古賀委員 もともとは合口しないというのは一体だれのためにやっているんですか。合口をせず、治水安全度を維持するのは河川管理者の責務のはずですよ。

事務局（川上） 出張していなければ、私の一般論で。

荒牧委員長 この次にしてください。

古賀委員 私が言いたいのは、そういうところまでちゃんと知事に報告をしていただきたいということです。要は、国の方も国土交通省と農水で話をし、県は県の中で話をし、国対県で話をし、何やら妥協の産物が出てくるのはいいんですけれども、ちゃんと先まで見通した上で提示してあれば、私はそれでいいと思います。

荒牧委員長 いいですか。今答えられそうもありませんので、助け船を出して、この次までに何か意見があればまとめてください。

それでは、水利用については、まだたくさん議論があるということは理解できます。ただ、先ほど実松さんがおっしゃったように、この問題は、なぜこのところで私がこういうふうに議論を進めたかということ、先ほどおっしゃったように、ダムの問題で今提起され

ているのが治水と不特定用水。それから、かんがい用水、農業用水と都市用水については、この地域ではほぼ足りているだろうというふうに言われましたので、そのことの意味を理解するために、今この2つに絞って議論をしようということで議論をしています。ですから、先ほど言いましたように、例えば不特定用水というものは自分たちではわからないとか理解できないと言われると、ダムの問題に動けなくなります。ですから、ぜひその現状とか今のありようとかということを理解していただいた上で最終的な段階に進んでいきたいと思います。環境の問題がまだ残っていますし、それから総合的なお互いの考え方が残っています。それからもう一つ、先ほど古賀さんが提起してくれたように、1つの手法ではなくて、ほかにもさまざまな代替の手法があり得るわけですから、ダムありきかなしかなという結論だけを1枚書いて終わりにするというわけにはいきませんので、それにかわるものがあり得るのか、そのときには自分たちは治水の安全度を甘受する、不安なところを甘受する、引き受けるということまで自分たちで考えなければいけないことになりますので、そういう全体をトータルに議論するようにこの次の会からはしていきたいと思います。

当然、今度からは環境のことも考えに入れて、手法を選択していくと環境に影響を及ぼしてきますので、そのことまで頭に入れて、この次にどういうシナリオといたしますか、整備計画のところ結びつけていくかという形に議論が進んでいくんだと認識しています。ですから、今日までは非常にまだるっこいという考えをお持ちでしょうけれども、自分たちが今置かれている状況を把握することに努めてきたというふうに理解しています。もしそのことについて問題があるということであれば、事務局を通してでも構いませんので、もう少しこういう議論を深めてほしいと。次回からは、多分それを取りまとめて、自分たちの川をどういうふうな形にしていこうということに話になっていくと思います。そのときに重要なファクターとして環境問題があるというふうになっていくと思いますので、事務局を通してでも構いませんので、ぜひこういうことをもう少し深めた上で議論してほしいということをおっしゃっていただけますか。今ここでおっしゃることがあればお聞きして、そして次のところに行きたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、古賀さんから。

古賀委員 私の本来的専門は水質でございますので、水質で、特に農林サイドの方に注文をつけておきたいと思います。お願いです。

多分、当該地域は生活排水計画がつくってあると思います。その排水計画に基づいて、合併と、特に農集排の負荷、放流水ですね、処理をされた後の負荷が水路にどのような影響を与えるのか、与えないのか、そこをちょっと心配していますので、処理をしているからいいんだというのはもう時代おくれですので、どのような負荷が水路に落ちて、それで将来どうなるのか。佐賀地域では、下手な処理をすると、維持用水ですね、環境用水とは

言いません、もっと維持用水が必要になるという地域もありましたので、そこら辺を事前に検討しておいていただければと思います。言うのは簡単ですけども、検討するのは時間がかかりますので、前もってお願いしておきます。

荒牧委員長 ほかに。

佐藤悦子委員 治水の面で考えていたんですが、突然言ってもそういう資料は多分出てこないと思うのでお願いしたいんですけども、城原川を毎日見ていると、土手の細さというのをすごく感じるんです。例えば、今ある土手の横にもう一つ土手をつくる。それを脊振から千代田、下流域の土手の弱いところまで延長してつくった場合の費用ですね、どれくらいの立ち退きとか、どれくらいの費用とか、そういうものがあれば計算していただきたいと思います。

荒牧委員長 いいですか。プロはそれぐらいのことはやってのけてください。それがプロです。お願いします。

では、お願いします。

桑子委員 環境の一部で景観ということが出ましたけれども、先日、吉野ヶ里の丘の上に登りましたら、城原川と脊振の山、あるいは田手川というのは非常にすばらしい景観をつくっていると思います。佐賀平野全体を景観的にどう位置づけるかということで非常に大きくかかわると思うんです。恐らく、城原川ダムをつくりますと、吉野ヶ里の丘の上からもダムの本体が見えるようになるんじゃないかと思うんですけども、景観の問題とダムがつけられたときの見た感じですね、シミュレーションできるんじゃないかと思うので、それもぜひお願いしたい。

荒牧委員長 では、井上さん、お願いします。

井上委員 恐らくこの次は環境問題も出てくると思います。費用対効果の結果が出ておりましたけれども、当然一つの方法として調整池とか、あるいは別の放水路をつくる、佐藤さんがちょっと言われたようなことにも関係すると思いますが、そういう計画を一応想定されているのであれば、私は生物の方が専門ですから、もう一つお願いしておきたのは、調整池をつくる予定地内のアセス、あるいは放水路の予定地のアセス、特に自然環境なんかの資料があるはずですね、そういう計画があるなら。もしそれがあれば、この次あたりに提示をしてほしいと思います。

荒牧委員長 次回、比較あるいは方法としていろんなものを提案されるときには、生物系の問題についても資料をできるだけ提示していただきたいということでもいいですね。

事務局（浦山） ちょっといいですか、確認の意味で。

荒牧委員長 どうぞ。

事務局（浦山） 佐藤委員の方から先ほどご質問がありましたけれども、堤防を新しく

つくるということですが、川幅によって家の立ち退き戸数というのは大幅に変わってきますので、今の堤防を強くするために細い堤防を太くするという意味なのか、川幅を広げて洪水も流して、690m<sup>3</sup>/sと言いましたけれども、それを流せるような川幅にしたときに堤防もあわせて大きい堤防をつくってということなのかをちょっと確認いただけますか。

荒牧委員長 佐藤さん、お願いします。

佐藤悦子委員 できれば、川幅は今のままで、今ある土手の、その土手を平たく補強するんじゃないくて、その横にもう一つ河川の守りみたいなのがあって、私のイメージとしては、川の横の土手のもう一つ土手に、脊振から千代田まで桜並木がずっとあるような大きな堤防があって、そこから水が決壊するんじゃないくて、オーバーフローというか、あふれるような状態であれば被害というのも大分少なくなるんじゃないか、ダメージがですね。さっきおっしゃったように、我慢する部分の一部として、そういう水の接し方もあるんじゃないかという気がするんです。それで、大分、城原川にとってのイメージを描いてみましたら、脊振、神埼、千代田が何か一つの動脈でつながるようなすばらしいイメージがそこにできるものですから、ぜひ計算していただきたいと思っています。

荒牧委員長 たしか拡幅の分はもう出されたんですよね。

事務局（浦山） はい、以前出しております。

荒牧委員長 ですから、今回言われたのは、いわば補強というものを使って副道路的なものをイメージされていると。

佐藤悦子委員 はい。拡幅の場合は、橋をどうのこうの、鉄橋をどうのこうのと言われていましたが、補強する場合はそれらにかかる費用もわずかだと思っんです。

荒牧委員長 そうですね。引堤ではないということですね。

佐藤悦子委員 はい。

荒牧委員長 お願いします。いいですね。

では、白武さん、どうぞ。

白武委員 私も1つお願いですけれども、国土交通省の平成12年の調査で、日本のダムが予想を上回る速さで土砂に埋まっているということで、中規模以上の782のダムで土砂が堆積すると。それで、いろんなケースを考えておられるみたいですが、どれぐらいの土砂がたまって、それを取り除くのにどれぐらいの費用がかかるのか、もしそういうことが計算できるんだったら。

荒牧委員長 城原川ダムですね。

白武委員 はい。

荒牧委員長 それはもうされているでしょう。次の回で示してください。

ほかに。

竹下委員 説明であると思いますが、いろんな治水の計画の中で、さっき言ったように、草堰の撤去ということで、 $400\text{m}^3/\text{s}$ 、 $500\text{m}^3/\text{s}$ では草堰の撤去が必要になりますと。また、潮止め堰の設置とか。この草堰の撤去が必要になりますという積算の中で、先ほど古賀さんの方から言われていた、草堰を撤去した場合、合口して水路をつくる必要がありますが、その水路の費用も含んでいるんですか。それがもし入っていなかったら、その水路をつくるのにどれくらいの費用がかかるか、わかったら教えていただけますか。

事務局（浦山） この草堰を撤去して合口して1カ所に堰にして統合するという話は、もともと県さんの方で、農業の方で計画されていましてその方式なんです。ですから、一番上流の方でどこか1カ所つくりまして、それは幹線水路に直接落とす。ですから、パイプラインが短い。すぐ近くの幹線水路に落としてしまって、集落の水には行かないという計画なものですから、それではじいています。ですから、そういう形で水が乗らないということになりますと、今度は堤防沿いに全部水路を引いて今の取水口とつないでやらなければいけないという形になりますので、それは全延長、水路を堤防の横につくるということになってきますので、また変わってまいります。今はここにある幹線水路に水を流してやれば農業用水としては取れるということになりますけれども、そういうもとの合口計画でしたので、それを踏襲してフィーを入れていますので、変わってくるということになります。

荒牧委員長 よろしいですか。

白武委員 素人で申しわけありませんが、もしダムをつくった場合、漏水あるいは決壊という可能性があるかどうか、その周辺に住んでいる人たちにとっては大変な問題だと思うので、決壊と漏水、あるいはダム周辺がダァーッと流れていくという、そういう可能性まで含めて予測を教えていただければと思います。

荒牧委員長 では、この次に出してください。

ほかにどうぞ。よろしいですか。

松崎委員 今日の話の中で、かんがい用水はもう足りているんだという話と、上水もいいんだという話のはっきり書いてあるわけです。残るのは、言葉こそ違え、維持用水と環境用水、この議論をさんざんやっておると思うんです。その中で佐賀市の環境用水というのが図面に出っていますが、これの水の手当てがないままに環境という言葉で優先的にそちらに水を持っていくと、今度、出どころが違ってくるということ認識していらっしゃるかどうか。海に出る量は同じとしても、出どころが全く違うところになってしまうということですね。そうすると、例えば嘉瀬川で言えば、嘉瀬川の下では、それぞれ川を利用して、川と一緒に知恵を出しながら金も使って生活していらっしゃる場所の水が減って、ほかのところには浮泥問題も含めてずれてくるということを押さえておいていただかないと、

ただ都市部で水が要るからということで、あっちにやり、こっちにやり、海に出るのは同じでしょうということは、必ずしも沿岸域の住民にとっては同じではないということになるんだというふうに思っています。

それから、不特定、環境用水という問題ですが、これだけの広域で水の相互利用というものをやろうとした場合に、この地域に観測地点、古賀先生が言いましたように、管理し、把握する施設が何もないということだと思えます。これはやはりやっていただかないと、どんな川であろうが、お互いに相互運用する上では、そういう統合管理する機関というものは押さえていっていただきたい。これは筑後川では既にありますよね。ああいうものをこの中に入れてしていかないと、今この図面だけで見ますと、どこの川も水が常にいっぱいあって、自由自在にあっちにやりこっちにやりするんだというようなイメージで聞こえてしまうんです。ところが、実際、水の問題になったときは、一番水のない渇水時点で、おれにくれ、どこに譲れという話が水の問題だと私は認識していますので、その辺のところは。洪水の話は済みました。今の話は、平水時の話なのか、渇水時の話なのかということとはまだはっきりしていないんです。そして、そのときにどのくらいどこの水が流れているのかというものはっきりしていないんです。

ですから、この資料の4ページにありますように、嘉瀬川で流量が小で、城原川で流量が大と堂々と書いてありますが、この地域でこういうような水の流れる状況というのはあり得ないと、筑後川も含めて私はそう思っています。実際、夏場のかんがい期で筑後大堰から下る水は、毎秒流量で1けた台、あるいは10m<sup>3</sup>/s、2けたの下の方の流量、それが淡水の流れだと。これも皆さん意外と知らないことではと思いますが、あそこは海水が上がりますから満々としていますが、実際に夏場はもう下っていないんだというようなところでの水の相互運用というものが嘉瀬川まで堂々と語られておるということをやっぱり我々も知っておかなければいけないし、それから佐賀導水にしても優先順位がきちっと決まっておる中で、何でもかんでも城原川、筑後川で常に取れるという話ではなかったと聞いていますので、その辺もやっぱり押さえていかないといけない。そのためには、やはりダム管理、流量把握、そういう機関というものが必要になってくるということで一言申し上げておきたいと思います。

荒牧委員長 どうもありがとうございます。ほかにどうぞ。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移らせてもらってよろしいでしょうか。これも最終的な決着をつけなければいけない段階に来ておりますので、次の問題に移りたいと思います。

(2) 住民説明会、実施方法、説明資料、アンケートを一緒に説明していただいて議論を深めていきたいと思えます。どうぞ説明をお願いします。

事務局(川上) ちょっと休憩時間を設けたらどうですか。

荒牧委員長 ちょっと事務局から5時まででやめてくれとされているので慌てているんです。

事務局（田崎） 会場は5時10分までが使用時間です。

荒牧委員長 それでもめたら恐ろしいなと思って続けていますので、申しわけありませんが、ちょっとこのまま続けて、トイレに行く方は中座されて構いませんので、続けさせてください。

どうぞお願いします。

## （2）住民説明会

### 実施方法

事務局（辰本） では、住民説明会等のご説明ということで、資料 - 4 です。パワーポイントを使わずにこの資料でいきたいと思います。

住民説明会等ですが、開催趣旨としましては、河川整備計画の策定に住民の意見を反映させるということは大切なことですので、これをやっていこうということなんですが、住民説明会等は河川管理者が行うということをも書いております。住民説明会と流域懇談会というふうに今2つのものを考えています。住民説明会の方では、住民への情報提供ということで、河川の整備、川のことについていろいろ知ってもらおうということなんですが、それともう一つは、住民からの情報、意見について、その説明会のときに同時に出ると思いますので、それを把握するというのを住民説明会の一つの目的にしております。あともう一点、流域懇談会というのを別の機会に計画しまして、論点を絞りまして、住民の皆さんと意見の交換をするような形で意見を把握していきたいというふうに思っております。

次のページに具体について挙げておりますが、委員の皆様にはお電話で調整をさせていただいたんですが、地元の町村の方といろいろ協議をしまして、委員の皆様にはぜひ直接出ていただいて生の意見を聞いていただきたいということでご要望がありました。まず、の7月19日、これは月曜日で、海の記念日でお休みの日なんですが、午後1時半から4時を考えておりまして、神埼町の中央公民館の方で今準備を進めております。の方はお休みの日の昼からなんですが、の方は平日の夕方ということで、千代田町の中部小学校の体育館になるんですけれども、7月23日（金曜日）という2つの日を現在予定しております。それから、この2日間の説明会につきましては、今のところ「県民だより」の方で広報させていただいていますのと、新聞の方でも7月11日に載せていただくような形で広報を考えております。あと、佐賀県のホームページ、流域委員会ホームページに載せる予定になっております。

それから、3ページ目にまいりまして、進め方につきまして、司会、資料の説明は河川管理者、国と県の方でしたいと。あと、中身の質疑応答等の進行役については、中立的な立場の方をお願いしたいということで現在調整をしようとしております。あと、時間配分につきましては、できるだけ説明時間は短く、質疑応答の時間を長くとりたいて思っております。あと、開催趣旨、資料説明を合わせまして45分ぐらいで、残りの時間を質疑応答、それからアンケートの方も考えておりますが、そのような時間配分でいきたいと思っております。あと、ルールとしましては、河川管理者が実施します説明会ですので、質疑応答は原則として事務局の方で対応したいと思っております。ただ、委員の皆様にもご出席をお願いしております、会場の方から委員の皆様には質問が来るかもしれないんですが、まだ委員会の方が全部終わっているわけではございませんので、差しさわりのない範囲内でご回答いただくようなことになるかなと思っております。それから、説明会につきましては、情報公開ということでオープンな説明会でいきたいと思っております、議事録についてもつくっていく。それから、出された質問等につきましても整理しましてホームページ等で公開していく。ただ、個人名とかいろんな希少種等の情報、そういったものは出さないようにしようかなと思っております。

以上が説明会の実施案になっております。

荒牧委員長 2ページのところは、既に委員の皆さん方には個別に連絡をして了承を得ていると思っております。

事務局(辰本) はい。

荒牧委員長 そうすると、今日議論していただくのは、3ページのところはまだそれほど深めていないですね。ですから、まずここで3ページのところだけ皆さんのご意見を聞いて先に進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局(辰本) はい、よろしくお願いたします。

荒牧委員長 それでは、3ページのところでこういう案を事務局はお考えになっておられるということです。先ほど説明がありましたように、今回は住民説明会。中身は、1ページのところに書いてありますように、住民への情報提供と住民からの情報や意見の収集、これに当てるということです。よろしいですか。

では、佐藤さん、お願いします。

佐藤正治委員 住民説明会が行われるということでございまして、内容につきましては、私も説明の内容はわかりませんが、ここで質疑応答の時間を95分とってあるということでございます。その中で、流域委員会の目的は何であるかということが一番問われるんじゃないかというような中で、本当に城原川ダムというものをどうするのかという意見が出るんじゃないかということでございます。この流域委員会においては、委員長が申さ

れましたように、まだダムというものをつくるとか、ありきということじゃないよということで今後これを検討するんだというような趣旨で、それはよくわかっております。ここでダムを論じて、つくる、つくらないを今申し上げる段階じゃないと私は思っております。しかしながら、住民説明会の中で、今まで私たちが8回説明を受けたことを、果たして住民のお方にわかり得るような説明ができるのか、そういうことも私は考えるわけでございます。それによって住民の皆さんたちが判断をされる。この住民の意見を反映するということがここにあって、アンケートもとられるようになっておるわけです。そういう中で、少しの時間で本当に住民のお方が、ダムはつくった方がいいよとか、つくらない方がいいよとか、そういうふうな判断ができるのかなというような感じもするわけでございます。

それで、もしもダムができるとした場合、これには相当の経費が要ると思うんです。その経費はだれが負担するのか。先日の新聞でも、皆さんたちおわりのことかと思うんですが、福岡県と佐賀県の県境にある東脊振村がかかる五ヶ山ダム、あそこに対しては、下流の福岡市なり福岡県が見ます、佐賀県も見ますよというようなことが、その事業についての負担はこうですよということが説明をされておりました。あれも非常に長い間の懸案事項であったと聞き及んでおります。だから、こういうことを本当に下流の皆さんたちがわかってダムということ論じられるのかということも担当の方は十分考えていただきたい。国土交通省なり県の方は考えていただきたいと思うわけです。

これは、水特法に基づく事業におきましても、応分の負担が下流町村、受益町村にあるということ聞き及んでおります。治水ダムは要らないよと言われれば、それはどうかわかりませんが、しかしこれは確かに下流の負担が必要だと私は思っております。そういうことも、つくる場合はこういうこともありますよということをはっきり地域住民の皆さんたちに納得のいくような説明をされてしかるべきだと私は思っております。何も要りませんよ、安全のためにダムをあなたたちのためにつくりますよということだけだったら、ないよりあった方がいいというのが住民の考え方だと思います。しかし、そこに金を出してダムをつくるのか、それともほかの方法でダムにかわるようなやり方をやるのかというようなことも住民の判断にあるかと思っておりますので、その点の説明なりは1回じゃないと思うんです。

そういうことを十分踏まえながら、私たちも今までの資料は、30数年、私たちもダムということで説明を受けましたけれども、こういう詳細にわたった説明はこのたび流域委員会で初めて受けました。今まではそういう説明はあっておりません。こう言っては国土交通省のお方に失礼に当たるかもわからないけれども、そういう説明はあっていないわけです、こういう資料あたりは。そういうことも十分踏まえていただいて、そして地域住民の皆さんたちがわかりやすいような説明をしていただきたい。私たちも今論議をされている

ことは非常にわかりづらい面もあるわけです。住民のお方もそうじゃないかと思しますので、その点で十分わかって納得いただくような説明をぜひお願いいたしておきます。

荒牧委員長 では、佐藤さん、お願いします。

佐藤悦子委員 2ページの方で、住民説明会(案)の下の日時、19日の1時半から4時までとなっておりますが、委員の出席の重要性についてちょっとお伺いしたいんですけども、個人的に私は、19日はちょっとほかのが入ってしまっていて、最初に電話で伺ったときは6時半からということでしたので、どうにかほかのを切り上げて、ぎりぎり間に合うか、少しおくれぎみになるか、それくらいの出席でということでもいいですよと言われたので、大丈夫だということ返事をしていたんですが、次に連絡をいただいたのは、19日の1時半になりましたというふうに言われたんです。このあたりはもう決定だったみたいですが、委員の方はどれくらいの出席の重要性があるのか、その辺をお聞きしたいんですが。

荒牧委員長 何か参加を要請された。事務局がやるということを私たちは聞いていたし、本来そうだと認識しています。それに、地元の方から委員の方にもぜひ直接聞いてほしいと。いわゆる事務局を介してここに挙げられるのではなくて直接聞いてほしいということでしたので、直接聞ける方でよろしいんじゃないでしょうか。よろしいですね。ですから、当然それは地元の側の調整、事務局の調整、いろんな方の調整をおやりになった後こうされたんでしょうから、必ずしも委員の調整が済んでいるとは思いませんので、中には欠席される方がおられる。それはやむを得ないということでもいいですね。そういうことで認識しています。

どうぞ。

竹下委員 1点だけ確認です。

郵送していただいた資料では7月23日は6時半となっていたんですが、今日の資料では7時なんですけれども、7時で間違いはないですか。

事務局(辰本) 会場の都合で6時半がちょっととれませんで、7時になりました。

荒牧委員長 ほかによろしいですか。

そうしたら次に、この資料-5についての説明と、それからご意見をお伺いしたいと思います。どうぞお願いいたします。それから、アンケートの方まで続けてお願いします。

説明資料

アンケート

事務局(浦山) わかりました。お手元の方にA3のカラーのパンフレット、まだ原案ですけれども、今日ご意見を伺いまして、一部修正を加えて最終版にしたいと思います。

最初のページは、こういう目的ですよということを書いております。これから20年、30年の中の計画をつくります。河川整備計画です。そのための資料ということで、地域の方のご意見を伺わせてくださいということが書いてございます。

1ページですけれども、まず最初は、城原川全体の航空写真を入れまして、上流から下流までの、どういう川の流れ、あるいは周辺の土地利用がわかるような形でご紹介をしているだけです。

2ページ目は、上流側、中流側、そして下流の方、そういったものの川の中の写真をイメージとして入れております。それから、周辺にクリークというものがございまして、こういったところ。それから、川のちょうど春の景色の菜の花のころですね、こういった写真を入れております。

3ページからが治水と申しますか、今の安全の話させていただきます。

まず、航空写真で、下から見て、流域がどこなのか、水が集まってくるのは、最初の方に出了たけれども、山の水ですよということで、内水、外水の話が、恐らくそういったところのご理解がなかなか難しいかなと思いますので、山に降った水が城原川に流れてきます。その機能は、左の方の絵に入っていますけれども、雨どいみたいな感じですね、屋根に降ったものを安全に有明海まで流すという役割が城原川にはありますよということを、雨どいのイメージでここに載せております。

それから、流域全体は山で、山から集まった水が平地を流れてくるということです。その周辺の東側と西側の平野に降った水は、別のルートで筑後川の本流あたりに流されていきます。それから、川の中の汽水域と言われる満潮のときに潮の影響を受けるところを赤く塗っていますけれども、お茶屋堰までは潮が上がってきますということを写真でお示ししています。

それともう一つの特徴は、城原川の堤防が細いということですが、実際はこの流量に対しては標準的な堤防の大きさなんですけれども、堤防の高さが非常に高いんです。そのために細く見えるということもあるかもしれませんが、周辺の地盤と比べると非常に高い堤防になっています。周辺の方が低いということですので、例えば神埼町付近の横断図を載せてみますとこんなイメージになると。非常に高いところを水が流れている川だということです。

それから、昭和28年に大きな洪水がありましたが、そちらの方を経験されていない方もいらっしゃるかもしれませんが、こういうことがあったということで写真を載せさせていただきます。

それから、4ページです。まず、4ページの上のところのグラフと写真は、今でも城原川というのは安全ではないかということで、何が危険なのかということをよくおっしゃい

ます。それで、実際はどうかということをご説明しますと、昭和28年は大体1日に、24時間雨量なんですけれども、400mmぐらいの雨が降っているわけです。しかし、最近はそういう大きな雨がなかったんです。したがって、最近はおふれていることはありません。ただし、いつも危険な状態にはあるということで、その写真、平成15年、平成11年、こういったところはもういっぱいまで水が来ています。そのときの雨というのは、200mm程度の雨でこういう状況になっている。昭和28年は1日に400mmぐらいの雨が降っているということです。そういうことで、たまたま大きな雨が降っていない。しかしながら、最近でも堤防いっぱいまで水が来ている状況にあるということです。

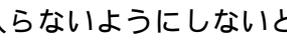
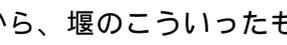
それからもう一つは、土地利用が、昭和28年の被害と、もし今大きな洪水が起きたときの被害はどうなるかということで、左側の方に当時の地図と写真を載せております。最近、平成になってからの地図を載せていますけれども、かなり宅地化が進んでいまして、昔、農地だったところがほとんど宅地になっています。ですから、そういう資産なんかも昔と比べるとふえてきているということです。

それから、今もし昭和28年のような大雨が降ったらどうなるかというのが右のこの図でして、ピンク色のところが水深が2m以上になるおそれがあるところです。そういったところをお示ししております。

それから、内水の被害というのは頻繁にあるんですけれども、堤防が決壊して氾濫した場合には、内水の浸水とはまた違った大きな被害を及ぼします。その事例として、名古屋でありましたように、家がほとんどやりかえないといけない状態になるということだけ事例として紹介をさせていただいております。

次の5ページです。5ページは、前々回の中でもご説明しましたが、 $690\text{m}^3/\text{s}$ ありきではなくて、現在おおむね $240\text{m}^3/\text{s}$ の川の規模です。それを段階的にできるところもあるでしょうということで積み上げて、 $330\text{m}^3/\text{s}$ 、これはほぼ川の形状は変わりません。川の中は大きくいじらなくて、草堰なんかそのままの状態がいいというのが $330\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいの対象の川をつくる時。それから、 $400\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいの川をつくる時には川の中をかなり掘削していく。そうしますと、さっき言いました草堰なんかを撤去しないといけない。それから、下流の方では干潟環境がなくなってしまうという状況になってまいります。 $500\text{m}^3/\text{s}$ になりますと、今度は少し堤防を一部分引いていく。川の中の陸地空間がほとんどなくなってくるような単純な川になってしまうというのが $500\text{m}^3/\text{s}$ です。 $690\text{m}^3/\text{s}$ 、これが昭和28年規模なんですけれども、こうすると、30mぐらいもう一つ横に堤防を引いて、その土地利用は、全部川の中に、用地を買ってやらないといけないということで、これについては橋のかけかえなんかも出てくるということです。これは、そういう情報としてお示しをしたいということです。以前から私どもの方ですべて説明しているのは、川を、今の環

境を大きく変えないで $330\text{m}^3/\text{s}$ 、そしてダムが $360\text{m}^3/\text{s}$ であればこういう改修の方法もありますよということで下に書いています。

それで、そのイメージとして、写真がないとわかりませんので、、、ですけれども、堰を撤去するとガタ土の堆積がありますので、ガタ土が入らないようにしないとイケない。こういった干潟の環境がなくなってまいります。それから、堰のこういったものがなくなります。それから、河川の菜の花が生えているような陸地、こういったものがなくなってまいります。は、堤防を引くとすればこういうラインに、白いラインですね、こういったところに堤防が来ますので、この中は川になってしまうということです。

まとめてみますと、今、安全面での城原川の課題と申しますのは、まず1つは、大きな被害を受けた昭和28年相当の雨が降った場合、水を流すことができないということです。それからもう一つは、最近でも堤防の近くまで水位が上昇しているということです。それからもう一つ、上流側に野越しがございます。しかしながら、野越しの下には、宅地化も進んでいます。野越しが存在する中で宅地化が進むことはどうなのかということなんかも、一つの防災面での課題ではないだろうかということです。

それから、6ページです。6ページは水利用のところでした、水利用につきましては、佐賀の特徴としまして、水源域である山に比べて平野が非常に多い、もともと水源に厳しいところです。それから、西側が非常に水が厳しいということもあって、広域的な、お互い助け合って水利用がなされている地域だと。さらには、ため池とかクリークなんかも利用して、工夫しながら水が利用されている地域ですということです。

それから、下の方ですけれども、城原川の水利用はと申しますと、上流側の仁比山地点では、多いときには $3\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいの水があります。少ないときには $1\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいです。それが下流に行きますと、もう $1\text{m}^3/\text{s}$ を切って $0.04\text{m}^3/\text{s}$ とか $0.75\text{m}^3/\text{s}$ とかいう形で、ずっと水が取られていますので、下流の方ではかなり水がない状態がある。その写真を上流、中流、下流ということで掲載しています。

それで、1年間の流況はどうなのかと申しますと、左側のグラフでありますけれども、平常時に大体 $1.5\text{m}^3/\text{s}$ から $2\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいの流量がある。上流で取られますと、下流にはほとんど届いてこないというのが、かなりの期間があるということです。

次は環境のことです。これは、詳しいことはこれからまたこの委員会の中で議論していただきたいと思いますが、今ある情報として、皆さんに大体の環境をつかんでいただきますとこういう環境ですということで、下流の方にはヨシとかオギ、こういったものがあります。それから、一番下流には干潟がある。しかしながら、水は余り流れていませんということです。それから、上流の方に行くと、ツルヨシとか、そういったものも河川内の植生としてはございます。それから、魚としましては、オヤニラミとかヤマノカミ、

こういった貴重な魚もおりますし、この川は砂が非常に多いものですから、カマツカとかテナガエビ、こういったものは一般の代表的な川の中の環境ではないだろうかということで、こういったところをご説明いたしております。

8ページは利用面での城原川ということで、現在どんな利用があるかといいますと、千代田町の方では、堀デーちよだという、半切に乗った、そういった一つの地域のイベント。神埼町の方でも、カヌーマラソンとか、あるいは吉野ヶ里菜の花マーチということで、菜の花が咲くころに散策をするという使い方なんかもなされております。

この中で歴史的、文化的な施設といいますと、野越しというのがございます。これは、上流側で水を落として下流を守るという施設です。それから、草堰という利用がされています。水を有効に下流まで皆さんが使おうということで、野越しという形で堰がなされております。それから、西側の方に水を持っていくために横落水路といったものもあるということです。それから、今でも水が地域用水みたいな形で使われておりまして、水車、防火用水、あるいは通常的生活用水的な利用なんかもなされているということです。

9ページ、これは、平成9年に河川法が変わりまして、何がどう変わっているかということをご説明しておりますが、今後の手続ですけれども、現在ここでいろんなご審議をいただいております。それからまた、地域の皆さんの声をいただきまして、その情報をもとに我々河川管理者も河川整備計画の原案というものをつくらせていただきます。これは、筑後川水系と一緒にあって、城原川だけではなくて筑後川水系全体で原案という形でつくる方向になるかと思えます。そして、その原案をもう一度皆さんに、今度は法律的手続になってきますけれども、学識経験者の皆さん、関係住民の皆さんにお示しをして、それから案にして、最終的に整備計画をつくるという形に流れとしてなっていくということです。

それから、アンケートといいますか、今回こういう形を説明しますが、地域の皆さんがどのようにお考えなのか、あるいはどのようにこの川を考えていらっしゃるのかということ把握するために、住民の皆さんの意識調査をしたいと思えます。その会場で発言できる方もいらっしゃいますが、発言できない方もいらっしゃいますので、メモに残しておいていただければ、私どもが後でまとめたいというふうに思っています。

まず、年齢。それから、どういうところにお住まいなのかということ。それから、川からの距離ですね、近いのか、遠いのかということ。それから、昔、水害に遭ったことがあるのかなのか。それから、城原川は洪水に対して安全なのかどうかという意識を、安全であると思っていられるのか、安全だと思っていないのかということをお聞かせいただきます。それから、なぜ安全だと思わないのかということで、例えば堤防が丈夫ではなさそうだからとか、堤防が高いとか、最近、雨が多いとか、そういったところをお聞か

せていただきます。それから、水害対策については、環境よりも水害対策が優先するんだ、あるいは環境との調和を図った整備をこれからやってほしい、そういったものの意見をとらせていただきます。それから、野越しですね、上流側に野越しがございますけれども、これは残すべきなのか、それともなくした方がいいとお考えなのかというのも情報としていただきたいと思います。それから、水利用については、今、水路を流れている水が満足しているのか、少ないと思っているのか、こういったところもお聞きしたいなと思います。それから、環境のお話になりますと、ふだんの城原川の水の量は多いと思っているのか、どちらでもないというふうに思われているのか。それから、水質。それから、城原川の自然景観ですね、自然が豊かだというふうに思っているのか、人工的だというふうに思っているのか。それから、川をどのように日ごろ利用されているかということです。それから、管理面で改善してほしいこと、あるいは整備してほしいこと。ごみの問題とか草刈りの問題、こういったことなんかも情報としていただければと思います。それから、今の城原川で大事にしてほしいこと。今の草堰のある風景がいいとおっしゃる方もいらっしゃいます。菜の花があるような今の河川がいいということもあるかと思っておりますけれども、そういったところ。それから、もちろん城原川ダムというのは非常に関心の高いところだと思いますので、これについては率直に皆さんのお考えを聞きたいと。それで、なぜそう思っているのかも聞かせたいということです。それから、説明会の中でわかりにくかったこと、あるいはこういう説明会にした方がいいのではないかとということなんかもこの中に書いていただければと思います。

以上です。

荒牧委員長 いかがでしょうか。

藤永委員 4ページのハザードマップみたいなものなんですが、これは当然、氾濫箇所といいますが、野越しからのものを想定して考えてあるんじゃないかと思うんですが、どこら辺がどうなるか、それと同時に時間的なものがわかればもっとわかりやすいような感じがするんですけども、平面的にぱっと見るだけの話で、ちょっと時間的なものがわかりにくいなと。それで、危機感をどうも感じないというところがありますものですから、その辺をわかりやすくしてほしいと思います。

それと、ちょっと別の話なんですが、先ほど脊振の佐藤さんからも話がありましたけれども、この問題は将来的には、どちらが早いかわかりませんが、市町村合併の問題と非常に絡んでくるところもあるんじゃないかと思っておりますので、その辺もある程度思惑の中に入れておいてほしいなという考え方をしております。

荒牧委員長 理解できましたか。いいですか。

事務局（浦山） この時間的なものですね。これについては、その当日説明できるよう

な形でちょっと工夫して。

藤永委員 これは、みんな野越しか何かのものでしょう。

事務局（浦山） いえ、違います。これは、堤防からあふれるものですから、堤防からです。野越しからももちろんあふれますけれども、下流側は野越しがございませんので、下流については、例えば34号線の下流はすべて堤防からあふれますので、そこからあふれるということです。野越しだけではございません。全域でほぼあふれると思っていただければいいかと思います。

古賀委員 破堤させていないんですか。

事務局（浦山） 破堤させています、堤防を越えますので。

古賀委員 破堤しているんですか。

事務局（浦山） 破堤しています。

荒牧委員長 ほかに。

佐藤正治委員 さっき千代田の委員さんから意見が出ましたように、市町村合併という大きな問題があるわけです。それで、現在のところ、本当にダムというものが実現とした場合に、どの町村が受益町村であるのかということが非常にわかりにくい。そして、受益町村によって地域の振興計画に対する負担金ということがあるものだから、今の時点では受益町村はどこにあるのかなと。今お見えになっておるのは、千代田、神埼その他職種別の委員さんもおいでですが、本当に受益町村はどこになるんだろうかなという、私たち水没地を抱えておるところの不安があるわけです。そういうことも十分考えていただいて今後検討していただきたいと私は思っております。

荒牧委員長 少なくともヒントは、治水に関してはこの浸水図でいいんですか。それでいいですか。先ほど藤永さんが言われたけれども、わかりやすく言うと、これでいいんですか。佐藤さん、この浸水図がありますね、水につかったところ。治水に関してですよ。

佐藤正治委員 治水ですね。

荒牧委員長 ええ。

佐藤正治委員 治水も利水も同じですが、考えれば、環境用水も利水ととられる面がありはしないかと思うわけです。

荒牧委員長 あれは利水ですね。

佐藤正治委員 それで、極端な考えなんですけど、利水がだめだというような東部水道企業団のああいうふうな意見の中で、それで出たんじゃないかと思うんですけど、治水目的ということで、その次は不特定用水というものが出てきたわけです。それ以前は、不特定用水というようなことは私たちも全然聞いていなかった。利水ということが不特定用水かなと。そうとれば、そういう面もありはしないかなと思うわけです。そして、それは言葉の

表現の仕方じゃないかなと思うんですが、利水がだめなら不特定用水だというような非常にわかりにくいことが私たち水没地の地元ではあるわけです。だから、そういう内容をはっきり説明していただいて、そしてその経費の負担というものも今後大きな問題になってくると思うんです。だから、こういうことははっきり、いいはいい、悪いは悪いというようなメリット、デメリットも、ぴしゃっとした説明の中で地域住民の皆さんの意見というものを十分聞くのが私は至当じゃないかなと思うわけです。そういうことで申し上げております。それで、利水、治水になれば、もう下流の負担は要りませんよと言われれば別ですが、そこら付近は専門家である国土交通省または県あたりがどういう判断をしておられるのかわかりませんけれども。

荒牧委員長 後でまたダムのお話を議論するときに水特法の問題等が出てくるでしょうか、そのときにしますが、地域住民の方々に対してそういう質問が出る……

佐藤正治委員 今論じるべきじゃないんですが、説明会のときにそういうふうなことがもしも出た場合に、流域委員に対しての質問もいいですよというようなことで、うちあたりで説明会をされたとき、おまえ、地元の委員としてダムをどう思うか、イエスかノーかということをおっしゃったときに、うちの組織がある中では非常に返答がしにくいわけです。

荒牧委員長 先ほどからちょっとテーマになっている、例えば、これは基本的に住民の意見をまず事務局あるいは河川管理者が聞くということになっていて……

佐藤正治委員 さっき流域委員に対しても質問があるかもわかりませんというようなことをおっしゃったものだから。質疑の時間がこういうふうにとってあるものだから。それは、下流町村になれば、そういうふうな切実な問題じゃないから出るか出ないかわかりません。しかし、説明場所に脊振村も入れてあるわけです。うちの村としては、もう一日も待てないような水没地の現状なんです。そういうことを考えた場合に、地元の流域委員としておまえはどういう発言をしているんだと、そういう質問が委員に出た場合、非常に返事がしにくいと私は申し上げております。先生、おいでになってみればわかります。ここにも委員がおりますけれども、反対、賛成の組織がありますので、その点も十分お考えをいただきたいと私はこの場で申し上げておきます。

荒牧委員長 いいですね。

ほかに。

桑子委員 資料の9ページですけれども、河川整備計画を策定する過程が2つの絵になっております。河川整備基本方針と河川整備計画ということですが、この絵だけだと、この流域委員会がどういう位置づけになっているのかというのがわかりにくいですよ。この学識経験者というところがそれに当たるということでしょうけれども、一般的な整備方針の絵、それから河川整備計画の絵のほかに、この城原川の河川整備計画の策定の

過程というのは、必ずしもこの2番目の絵で十分説明できるものではないと思うんです。ですので、ぜひ城原川はこういうふうに行っているという絵をつけ加えていただいて、しかも大事な点は、この城原川流域委員会で議論して結論を出すというそのスケジュールですね、このスケジュールをきちんと住民の方々にも理解していただいて、今回行う説明会というのが全体の流れの中でどういう意味を持っているのか、その全体のスケジュールの中で住民の皆さんの意見を聞くということに一体どういう意義があるのか、この辺を十分理解していただいて、この2つの策定の流れの中で有意義な説明会にさせていただきたいと、こういうふうに思います。

荒牧委員長 いいですか。では、そこの工夫をお願いします。

ほかにもまだ意見があると思いますが、事務局から、この会場は一番後ろの方で5時10分というふうに指定されております。まだ時間がありますので、この資料について、あるいは進め方について先ほどのような意見があることと思いますので、直接、事務局にファクス、電話、あるいはメール等でご連絡いただいてもよいものにしていただければと思います。

それでは、次回の委員会の開催を報告していただいて、それを承認した上で終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

### (3) 次回委員会

事務局(辰本) 資料-7の方にあります。次回の委員会は第9回になりますが、7月28日(水曜日)になります。午後1時半から5時を予定しております。場所は、佐賀市内、ルネッサンスホテル創世ということになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

荒牧委員長 それでは、事務局にお渡しいたしますので、事務連絡等がありましたら、閉会の方に行ってくださいと思います。長い間ありがとうございました。

### 4. 閉 会

事務局(田島) 荒牧委員長、ありがとうございました。また、各委員会の皆様におかれましては、長時間にわたる熱心なご討議、まことにありがとうございました。

それでは、これもちまして第8回城原川流域委員会を閉会させていただきます。どうもお疲れさまでございました。